

---

令和8年 第128回(定例)神河町議会会議録(第2日)

令和8年3月4日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

令和8年3月4日 午前9時開議

- 日程第1 第23号議案 令和8年度神河町一般会計予算  
第24号議案 令和8年度神河町ケアステーション事業特別会計予算  
第25号議案 令和8年度神河町国民健康保険事業特別会計予算  
第26号議案 令和8年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算  
第27号議案 令和8年度神河町介護保険事業特別会計予算  
第28号議案 令和8年度神河町土地開発事業特別会計予算  
第29号議案 令和8年度神河町訪問看護事業特別会計予算  
第30号議案 令和8年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算  
第31号議案 令和8年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算  
第32号議案 令和8年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算  
第33号議案 令和8年度神河町水道事業会計予算  
第34号議案 令和8年度神河町下水道事業会計予算  
第35号議案 令和8年度公立神崎総合病院事業会計予算
- 日程第2 第36号議案 神河町神崎いこいの村条例を廃止する条例制定の件  
第37号議案 神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例の全部を改正する条例制定の件  
第38号議案 財産処分の件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第23号議案 令和8年度神河町一般会計予算  
第24号議案 令和8年度神河町ケアステーション事業特別会計予算  
第25号議案 令和8年度神河町国民健康保険事業特別会計予算  
第26号議案 令和8年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算  
第27号議案 令和8年度神河町介護保険事業特別会計予算  
第28号議案 令和8年度神河町土地開発事業特別会計予算  
第29号議案 令和8年度神河町訪問看護事業特別会計予算  
第30号議案 令和8年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算  
第31号議案 令和8年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算  
第32号議案 令和8年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算  
第33号議案 令和8年度神河町水道事業会計予算

- 第34号議案 令和8年度神河町下水道事業会計予算  
 第35号議案 令和8年度公立神崎総合病院事業会計予算  
 日程第2 第36号議案 神河町神崎いこいの村条例を廃止する条例制定の件  
 第37号議案 神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例の全部を改正する条例制定の件  
 第38号議案 財産処分の件

出席議員（10名）

- |         |          |
|---------|----------|
| 1番 小島義次 | 7番 松岡宣彦  |
| 2番 木村秀幸 | 8番 藤森正晴  |
| 3番 小寺俊輔 | 9番 藤原資広  |
| 5番 安部重助 | 11番 栗原廣哉 |
| 6番 吉岡嘉宏 | 12番 澤田俊一 |

欠席議員（1名）

- 4番 廣納良幸

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

- 局長 ..... 高内教男      主査 ..... 鵜野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

- |                             |       |                         |         |
|-----------------------------|-------|-------------------------|---------|
| 町長 .....                    | 山名宗悟  | 建設課長 .....              | 藤原寿一    |
| 副町長 .....                   | 前田義人  | 地籍課長 .....              | 中野友純    |
| 教育長 .....                   | 中野憲二  | 上下水道課長 .....            | 谷   忍和人 |
| 総務課長 .....                  | 平岡万寿夫 | 健康福祉課長 .....            | 藤原栄太    |
| 総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長 ..... | 黒田勝樹  | 健康福祉課参事兼保健師事業特命参事 ..... | 木村弘美    |
| 税務課長 .....                  | 中島宏之  | 町参事兼事務長 .....           | 高階正三    |
| 住民生活課長 .....                | 井出博   | 病院総務課長兼施設課長 .....       | 井上淳一朗   |
| 住民生活課参事兼防災特命参事 .....        | 藤原一宏  | 教育課長兼給食センター所長 .....     | 児島浩司    |
| 農林政策課長 .....                | 前川穂積  |                         |         |
| 農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事 .....  | 岩田勲   |                         |         |

ひと・まち・みらい課長

..... 石 橋 啓 明

ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事

..... 高 橋 吉 治

---

午前9時00分開議

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。

会議を再開します。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達していますので、第128回神河町議会定例会の第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、廣納良幸議員より体調不良のため、また、北川会計管理者より親族に御不幸があった関係でそれぞれ欠席届が提出されていますので、御報告申し上げます。

日程に入る前に、本日、議会開会前に議会運営委員会を開き、議事日程について協議しましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） おはようございます。議会運営委員長の安部です。それでは、本日、定例会開会前に議会運営委員会を開催し、昨日、町長から提出されました第36号議案から第38号議案について、審議方法及び議事日程について協議を行いましたので、その内容を報告いたします。

議案の審議方法については、本日提案説明を受け、定例会第3日目以降に質疑を行い、討論、表決をお願いすることとしております。

議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程（第2号）、日程第2として審議をいただくこととしております。

以上のように議事日程等について決定し、議長にお願いしております。議員各位及び説明員の方々の御理解、御協力をお願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） ただいま議会運営委員長から報告のあったとおり、3月3日に町長から提出のあった第36号議案、神河町神崎いこいの村条例を廃止する条例制定の件、第37号議案、神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例の全部を改正する条例制定の件、第38号議案、財産処分の件の3議案を議事日程（第2号）の日程第2として日程に入れておりますので、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

---

日程第1 第23号議案から第35号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第1、第23号議案から第35号議案、令和8年度各会計

予算を一括議題とします。

町長の所信表明並びに第23号議案、令和8年度神河町一般会計予算について提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、令和8年度神河町一般会計予算説明資料の1ページをお開きください。第128回神河町議会定例会の開会に当たり、令和8年度の予算並びに諸議案の御審議に併せて、私の町政に対する所信の一端を述べさせていただきます。

まずは、昨年11月16日執行の神河町長選挙におきまして、無投票により信任を賜り、5期目の町政運営の重責を担わせていただくことになりました。御支援賜りました全ての方々に心より厚くお礼申し上げます。

あわせて、町長就任以来進めてまいりました神河町の知名度アップと元気な神河町を目指し走り続けてきた16年間の貴重な経験と実績を通じ培わせていただいた政治経験を生かして、「みんなが元気になる」神河町づくりに邁進する決意であります。改めて、引き続きの御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

さて、新年度を迎えるに当たりまして、これまでの町政課題の取組に対し、町民の皆様をはじめ、議員の皆様、そして各方面の皆様に絶大なる御理解、御協力を賜り、町政運営ができましたこと、心より感謝申し上げます。

私は、常々、未来の世代にどんなまちを残せるかを考え、自然豊かな風景を守り、若者が誇りを持ち、子供たちが笑顔で育ち、高齢者が安心して暮らし続けることのできるまちを目指してまいりました。今回、人口減少や厳しい財政状況にあっても未来に誇れる神河町を築くために常に挑戦するという思いを込め、「突き抜けよう！かみかわ」を新たなキャッチフレーズに加えました。皆様方の引き続きの変わらぬ御支援をよろしくお願い申し上げます。

神河町の最大の政策課題は、人口減少を克服して、持続可能なまちの実現にあります。引き続き国と連動して神河町第3期地域創生総合戦略を推進し、子供からお年寄りまでが神河町が楽しい、神河町が安心して暮らせると思える、特に若者が住み続けられる、住み続けたいと思えるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

次に、主要課題とその対応策についてでございますが、大きく3つの柱を掲げ、取り組んでまいります。1つ、「安全安心のまちづくり」、2つ、「住んでよかったと思えるまちづくり」、3つ、「未来に希望が持てるまちづくり」、これを町政運営の基本方針とし、必要な施策を選択し、集中的に取り組んでまいります。

最後に、人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるのは困難ですが、大事なのは、人口が減少しても持続可能な神河町の土台をどのようにつくるかでございます。地域住民の皆様と共に知恵を出し合い、変わらない風景を未来の世代に残し、つなげていくため、全身全霊、力いっぱい取り組んでまいります。引き続き皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう重ねてよろしくお願い申し上げます。

次に、国の動向についてでございます。

政府は、令和8年度の国の予算案を令和7年12月26日に閣議決定しました。地方自治体の財政運営に関する令和8年度地方財政対策の概要も同日に示されたところです。

国の経済は、デフレ・コストカット型経済から、安定的な物価上昇と、それを上回る持続的な賃金上昇が実現する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にあるとされています。このような背景の中、示された令和8年度の地方財政対策は、経済・物価動向等をいかに適切に反映することができるかが最大の課題とされています。

国の地方財政計画の歳出は、物価高対応のほか、社会保障関係費や人件費の増加などを反映することとし、それに見合った一般財源総額を確保するとしています。

以下、そのポイントを見ていくと、まず、普通交付税等においては、価格転嫁の取組状況を反映するとされています。また、地方財政の健全化として臨時財政対策債の発行額は令和7年度に続きゼロとし、過去に発行した償還財源を措置するため償還基金費を計上するとしています。軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間の税率廃止や、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収については、地方特例交付金により減収額の全額を補填することとなっています。

次に、教育無償化では、高校無償化に4分の1の都道府県負担、給食費の抜本的な負担軽減には2分の1の都道府県負担を導入することになっています。

続いて、各地方が直面する課題の解決に資するよう、地域未来基金の創設など地方財政措置の拡充がなされます。

また、防災・減災対策では、自然災害の激甚化・頻発化に対応し、地域防災力向上を充実させるため、令和7年度を期限としていた緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策費の事業期間が5年間延長され、令和12年度まで延長されます。

最後、公営企業の経営基盤の強化では、上下水道事業の広域化をはじめとする経営改善の取組に対して、一時的な財政負担を平準化するため、新たに公営企業経営改善特例債が発行できるようになりました。また、埼玉県八潮市で発生した事故などを踏まえ、上下水道管路の老朽化対策を推進するため、下水道管路の全国特別重点調査や水道管路の耐震化事業の拡充に地方財政措置を講じることとしています。さらに、近年の物価高騰や人件費増加といった厳しい経営環境にある公立病院に対する繰出金を増額し、交付税措置を拡充することとされています。

次に、神河町の財政状況についてでございます。

令和6年度決算において、財政の健全性を示す健全化判断比率のうち実質公債費比率については令和5年度から0.2ポイント上回り、12.1%、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については1.3ポイント上回り94.4%となりました。両比率とも類似団体より高い水準で推移し、起債余力、弾力性が弱く、財政構造の硬直化がさらに進んでいる状況です。

また、一般会計の財政調整基金の令和6年度末残高は18億763万1,000円、令

和7年度末の残高見込みは15億1,921万6,000円、これは12月補正時点のものでございます。地方交付税で元利償還費用の措置のある過疎対策事業、辺地対策事業等を有効に活用し、財政調整基金に過度に依存しない収支均衡予算を目標に取り組みましたが、次期ごみ処理場の整備、中播消防署の移転建て替えなどの大型投資が続いており、財政調整基金の残高は2億8,841万5,000円減の見込みです。令和6年度決算の普通会計の基金の残高は44億1,798万2,000円と微減の状態、逆に地方債の現在高は119億7,884万円と微増の状態です。

広域で取り組む次期ごみ処理場の整備、中播消防署の移転建て替えなどは除いて、改めて年度間の投資的経費の平準化を図り、また、各種事業においても事業評価により選択と集中に注力することが極めて大事です。事業の評価においては、費用対効果を強く意識することが求められています。

最後に、財政運営に大きな影響を及ぼしている老朽化した観光施設を中心とした公共施設の適正化を進めるとともに、中堅、若手職員で構成する神河みらい創造プロジェクトチームの提言にある公共施設の縮充を喫緊に進めていくことが重要となっています。

縮充について、少し説明をさせていただきます。小さくまとめるという意味の縮小の「縮」、内容を豊かにするという意味の充実の「充」の字を組み合わせた造語でございます。長寿命化改良ができない老朽化の進んだ公共施設、経営が困難な観光施設などについて、住民サービスの質を確保しながら、コスト削減に向けた廃止、複合化、統合などの効率化を図るというものでございます。

続いて、町政運営の基本方針を述べさせていただきます。

令和8年度の町政運営は、引き続き2050神河将来ビジョンの実現に向けて、まち全体の目指す姿、「変わらない風景を未来の世代へ」、1つ目、「安全安心のまちづくり」、2つ目、「住んでよかったと思えるまちづくり」、3つ目、「未来に希望が持てるまちづくり」をキーワードとして第2次神河町長期総合計画の後期基本計画を柱として、引き続き第3期地方創生総合戦略を中心とした施策に取り組むとともに、健全な財政運営を前提として、「自然豊かな風景を守り、若者が誇りを持ち、子どもたちが笑顔で育ち、高齢者が安心して暮らせるまち」を目標に町政運営に取り組んでまいります。

各種政策ですが、まず「安全安心のまちづくり」では、引き続き豪雨災害対策など自然災害の激甚化・頻発化に対応してまいります。特に避難所環境の整備が非常に大切であり、防災トイレカー、給水タンクの整備を図るとともに、防災備蓄品の充実促進を図ってまいります。加えて、消防機能では、神崎郡3町で取り組む中播消防署本署・出張所の移転建て替えを引き続き推進してまいります。神河町柏尾区に完成しました出張所については、令和8年3月2日から供用開始、令和8年度は本署、福崎町での建設が本格化してまいります。

続いて、公営企業会計においては、上下水道、病院の健全経営に引き続き努めてまいります。

次に、「住んでよかったと思えるまちづくり」です。

公共交通の維持確保では、引き続き鉄道及びバス交通の維持に注力してまいります。地域自治協議会については、引き続き持続可能な地域づくりを推進するための地域づくり交付金などの支援を行います。第3期地域創生総合戦略、とりわけ人口減少対策では、若者定住・移住支援、情報通信ではケーブルテレビの10ギガ対応に向けて設備環境を整備します。起業・創業支援、地域活性化起業人制度を通じた企業誘致と雇用創出、出会い、結婚、出産、育児、子育て支援などの取組を総合的に進めてまいります。

教育環境の充実のメインは、学校給食の無償化です。令和8年度から小学校は給食費負担軽減交付金、中学校、幼稚園は重点支援交付金を活用し、学校給食を無償化します。これまでも給食費の2分の1補助や食材料費の価格高騰の給食費への無転嫁など保護者の負担軽減を図ってきましたが、国の動向なども踏まえて無償化に踏み切ります。今後の課題は、学校給食無償化の永続的な財源の確保が課題となってきます。

最後に、「未来に希望が持てるまちづくり」です。

商工業の振興、観光業の振興では、町内経済循環の拡大、関係人口の可視化を図ってまいります。特に関係人口の可視化では、国が創設を進めているふるさと住民登録制度への参加を検討していきます。

また、重要施策である農業の再生、林業の再生では、地域資源の有効活用の観点から引き続き取組を強化してまいります。

これらの基本方針の下、「ハートがふれあう住民自治のまち」の実現に向けて、「ハートが安らぐまちづくり」、「ハートが賑わうまちづくり」、「ハートが繋がるまちづくり」を基本として、町民の皆様と共に「大好き！私たちの町 かみかわ」をしっかりと共有し、町政運営に全力で取り組んでまいります。

次に、令和8年度の予算編成についてでございます。

令和8年度の一般会計当初予算の総額は、対前年度比9億6,900万円、9.6%増の111億円の超大型予算案となりました。令和8年度予算は、国の令和7年度補正予算、特に地域未来交付金、補正予算債などを活用し、令和7年度補正予算と一体として令和8年度町政運営の基本方針に沿って編成しました。

予算の編成に当たりましては、令和6年度決算における財政状況と監査委員及び議会の認定における指摘事項に留意しながら、各種事務事業の検証を基に、スクラップ・アンド・ビルドを基本に財政調整基金に頼らない、そして過度に地方債に依存しない予算編成を基本に据えながらも、喫緊の行政課題に対応するため積極的な財源配分を行いました。

職員、会計年度任用職員の人件費の増加もさることながら、物件費を中心として賃上げに伴う価格高騰が歳出需要を増嵩させ、予算総額の大幅増加につながっています。

また、大型の投資では、総合コンピューター基幹系システムの更新、ケーブルテレビの10ギガ設備環境整備、次期ごみ処理施設の建設負担金、峰山宿泊施設浄化槽の更新

など観光施設の整備、神崎公民館、体育センターの解体など、前年比約14億2,000万円の増額となりました。

このため、基金の繰入れ総額は約10億1,200万円、うち財政調整基金の繰入額は3億3,200万円、また、地方債の発行予定総額は約18億3,100万円に上ります。限られた財源の中で大変厳しい財政運営が求められた予算編成となりました。

歳入では、普通交付税において、国の地方財政計画の内容も踏まえ1億8,000万円増の38億8,000万円を見込んでいます。

また、財政調整基金の繰入れが対前年度比3,200万円増の3億3,200万円、一般会計の基金の繰入額は約10億1,200万円となりました。

地方債の発行予定額は、対前年度比6億8,520万円増の約18億3,100万円、過疎債は、次期ごみ処理施設の建設負担金など9億9,330万円、辺地債は7,570万円、緊防債は、中播消防署建て替え負担金、神崎公民館、体育センターの解体など7億550万円となっています。

歳出では、人件費関係で約15億1,500万円となりました。また、公債費の元金償還金は、対前年度比1,458万2,000円増の12億9,122万円となっています。人件費と公債費を合わせると約28億円となり、令和6年度決算の標準財政規模、約56億円の約50%となっています。

このように、非常に厳しい財政状況であり、限られた財源の中で、課題の選択と集中に取り組み、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営の透明性を高め、質の高い公共サービスを効率的、効果的に提供することができるように喫緊に取り組む必要があります。

次に、主要施策の取組でございます。

これから御審議をいただきます令和8年度当初予算案は、別冊のとおりでございますが、ここでは、最重点施策の2050神河将来ビジョン、神河町地域創生総合戦略を踏まえ、第2次神河町長期総合計画の6つの基本目標に沿って、その主な概要を説明させていただきます。

第2次神河町長期総合計画の3つの基本的な考え方と基本目標の6本柱でございます。

まず、「ハートが安らぐまちづくり」では、1つ目、郷土を愛し、次世代を担う人材を育てるとして、子育て、教育、生涯学習・スポーツ、歴史・文化であります。子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園制度、いわゆるこども誰でも通園制度が始まります。全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化することを目的としています。保育所、幼稚園、児童センターでの受入れ体制の整備及び支援に係る必要な予算を計上しました。

幼児教育につきましては、引き続きニーズに応じた質の高い保育や教育の提供に努め、充実を図ってまいります。

学校教育の環境では、令和8年度から国の動向も踏まえ、学校給食を無償化します。

財源は、小学校は国が進める給食費負担軽減交付金、中学校、幼稚園は物価高騰による経済対策としての重点支援交付金です。なお、保育所等についても重点支援交付金を活用し、同様に無償化支援を行います。

学校教育につきましては、第4期かみかわ教育創造プラン（令和7年度から令和11年度）を基本に、神河町の教育をめぐる現状と課題を踏まえ、よりよい教育環境の充実と教育の推進に努めてまいります。

生涯教育や芸術・文化の振興につきましては、昨年度オープンの桜空を大切に育むとともに、公民館を拠点に要望やニーズに沿った教室を設け、引き続き生涯学習の機会を提供し、一般公演についても内容の充実をさらに図ってまいります。令和8年度は華道、ゴルフ、料理等のユースプラス教室を設け、多世代の活動交流を図ってまいります。

社会体育施設につきましては、住民の皆様健康づくりの拠点として利用していただけるよう適切な維持管理に努め、さらに、各種教室やスポーツ大会の開催を通したスポーツの振興にも引き続き取り組んでまいります。

閉館している神崎公民館及び体育センターについては、大きな事業費になりますが、周辺的安全性に考慮し、解体に着手してまいります。

2つ目の安心して暮らせる環境をつくるでございます。具体的には、地域福祉、高齢者福祉・介護、障害者福祉、健康・医療でございます。

子育て環境の整備では、安心して子供を産み、子育てできる環境づくりに向け、引き続き総合的な対策を進めてまいります。

令和7年度に健康福祉課内に設置したすくすく子育て家庭センターを核として、全ての妊婦、子育て世帯、子供の一体的相談、子育て世帯への訪問等、より支援を充実させ、切れ目のない取組をさらに進めてまいります。あわせて、母子保健医療対策総合支援、妊婦健康支援、特定不妊・不育症の助成などの母子保健医療の充実にも努めてまいります。令和8年度は、新規事業として妊活カップル応援事業を予算計上しました。この事業は、不妊治療を後押しし、応援するもので、治療費や検査費に助成を行うものでございます。

高齢者の暮らしを支えるため、何歳になっても元気で暮らせるよう、地域住民との連携、支え合いを基本とした福祉・保健・医療の充実を図りながら、安全・安心を感じられる地域社会の実現に向けた各種の施策を実施してまいります。介護予防教室の開催、老人クラブ活動、地域住民グループ活動への支援、人生いきいき住宅助成事業などの施策を継続して実施してまいります。

国民健康保険事業につきましては、健全な運営を図りながら、国民健康保険被保険者の健康を保持・増進するため、効果的な保健事業に引き続き取り組んでまいります。被保険者が減少する中、国民健康保険事業財政の安定化に向け、国民健康保険税の標準税率化を図ってまいります。

介護保険制度における介護予防・生活支援につきましては、引き続き総合事業の取組

の中で、支援を必要とする方のニーズを把握しながら介護予防・生活支援サービスを提供するとともに、認知症高齢者に対する地域での見守りや相談等にしっかりと取り組み、地域の支え合い体制づくりを推進してまいります。

地域包括ケアシステムの推進では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、神崎郡在宅医療・介護連携支援センター、医療・介護関係者間の連携・協力の下、より適切な支援サービスを提供してまいります。

障害者福祉の取組につきましては、ニーズに対応した自立支援給付や地域生活支援等の福祉サービスの提供に当たってまいります。また、神河町社会福祉協議会「ひと花」、民間による施設整備への支援など、適切なサービスの利用を進めてまいります。また、令和7年度に制定した手話言語条例では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解とその普及に努め、聾者を含む誰もが尊重し合い、心豊かに安心して生活できる地域共生社会の実現を目指してまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、広域連合と連携しながら適正な実施に努めてまいります。

町民の皆様の健やかな生活を支える保健・医療の取組につきましては、公立神崎総合病院と連携しながら、町民自らの自主的な健康づくりに取り組む意識の形成を図ってまいります。また、町ぐるみ健診、特定基本健診の受診率アップを図り、個々の健康状態を把握するとともに、がん検診等によるがんや特定疾病の早期発見、早期治療につなげ、住民の皆さんの健康保持・増進を目指してまいります。

最後に、公立神崎総合病院の喫緊の課題は、病院存続のための経営改善です。病院の経営改善は、立ち止まることも後戻りすることもできない非常に厳しい段階を迎えています。病院職員が一丸となることはもちろん、町と病院が一体となってこの難局を乗り越えて、住民の皆様に愛され、頼りにされる病院の役割を果たせるよう全力で取り組んでまいります。

3点目の美しく安全なまちを築くです。具体的には、自然環境・地域景観、生活環境、地域情報基盤、防災、防犯・交通安全です。2050神河将来ビジョンのまち全体の目指す姿は、変わらない風景を未来の世代に引き継ぐことです。

恵まれた美しい山、川、田畑の自然環境、そしてそこに住む人々の地域や生活など環境の保全、活用を図ってまいります。

特に、神河町の87%を占める山林の再生は不可欠です。森林が持つ経済的な価値、近年の豪雨災害から地域を守る保水機能、そして野生動物の生息の場の保全であり、この森林の恵みを改めて享受する仕組みづくりが、持続可能なまちづくり、住み続けられるまちづくりにつながっていくものです。引き続き2050神河将来ビジョンの核をなす農林業の再生推進事業に取り組んでまいります。

次期ごみ処理施設の整備については、中播北部行政事務組合及び神崎郡3町が連携し、

令和10年度供用開始に向けて取り組んでまいります。

地球温暖化対策については、「クールチョイスなまち」宣言、「ゼロカーボンなまち」宣言、そして世界首長誓約の署名を通じた取組を進めていきます。

近年顕在化している老朽化した危険な空き家等につきましては、空き家等実態調査によるデータを活用し、その対策に努めてまいります。

上下水道事業については、埼玉県八潮市で発生した事故などを踏まえ、上下水道管路の老朽化対策、水道管路の耐震化の拡充が求められています。国においては、これらの取組に対して、一般会計からの出資に対して財政措置が講じられることとなりました。こうした背景も踏まえ、引き続き経営戦略に基づいた施設の管理運営に取り組んでいくとともに、施設の効率化と維持管理コストの削減を目的とした施設の統廃合、長寿命化に取り組んでまいります。また、料金対策については、事業の広域化に取り組むとともに、財政負担の平準化を図ってまいります。

CATV、高速インターネット環境につきましては、10ギガ対応の設備更新を行うとともに、CATV事業の運営移行について検討してまいります。

消防・防災につきましては、近年多発している自然災害に備え、消防団、自主防災組織の強化、防災士の確保など地域の防災力を高めるとともに、災害警戒態勢の強化を図ってまいります。

また、消防署本署・出張所の移転建て替えについては、出張所は令和8年3月2日に供用を開始いたしました。これにより消防機能が大きく強化されることを期待しています。本署の建設についても令和8年度本格化していく見込みで、完成に向け、関係機関等と連携して進めてまいります。

防犯対策につきましては、防犯カメラの増設、録音機能付電話機など、犯罪の抑止・防止策について引き続き実施していきます。

河川の環境整備については、引き続き県土木事務所と連携し、樹木再繁茂抑制対策工事により解消を図ってまいります。

次に、「ハートが賑わうまちづくり」でございます。4つ目の人が行き交い、出会うまちを創造する。具体的には、土地利用、道路・交通、交流、定住促進であります。

人口減少が続いている本町にとって、若者移住定住施策は非常に重要な施策です。

公営住宅の環境整備、若者世帯住宅補助、家賃、取得、リフォームなど、その内容を検証しながら移住定住につながる効果的な施策を進めてまいります。

令和8年度は、住宅取得補助に空き家除却の補助を加えることとしています。内容は、上限額100万円とし、除却経費の3分の1を補助するものです。

個人財産の保護や経済活動をより促進させるため、町全域において地籍調査を継続して実施してまいります。その成果は、山林をはじめ土地利用における重要な基礎資料として、企業誘致など重要施策の推進に有効的に活用を図ってまいります。

公共交通につきましては、住民の移動手段であるコミュニティバス運営と併せて、予

約により送迎を行うデマンド型交通への併用転換を進めていますが、思うように進捗していないのが現状です。再度方向性を定め、早急な取組を進めてまいります。

J R 播但線利用促進事業については、令和7年度は取組期間3年間の最終年度となりました。事業の検証の結果は、3年間で目標相当程度の利用促進につながっており、特急、団体、遠距離通勤・通学補助制度を中心とした事業は効果があったと評価しています。引き続き事業を3年間延長し、第2期J R 播但線利用促進事業と位置づけ、その取組に努めてまいります。

道路インフラについては、町民生活の安全確保を重視し、過疎・辺地計画、道整備交付金事業を中心に進めてまいります。

橋梁につきましては、長寿命化修繕計画に基づいて修繕工事を着実に実施してまいります。

住民生活道路である町道の除雪につきましては、緊急時の出動への協力や連携の体制整備を図り、凍結防止も含め、今後の積雪にしっかりと備えてまいります。

図書コミュニティ公園の運営管理については、町内外の多くの方に御利用いただけるよう様々な工夫を考え、多世代が集える施設に育ててまいります。

5つ目、魅力と活力の産業を育てるです。農林水産業、商工業、観光でございます。

2050 神河将来ビジョンのまち全体の目指す姿、変わらない風景を未来の世代に引き継ぐため、本町の豊かな自然や地域資源を生かした農林業、商工業の連携による魅力と活力のある産業の創造に向けて取り組んでまいります。

仕事づくりにつきましては、起業や創業に対しての支援、企業誘致の推進による働き場所の確保に引き続き取り組んでまいります。

企業誘致については、地域活性化起業人事業を拡充し、成果の見える化に取り組んでいきます。

農業につきましては、町農業委員会、地域農業再生協議会と協調し、農地の適切な利用と持続的な土地利用を推進してまいります。

また、新規就農者、農業経営法人化への支援、有機農業も含め、安全で良質な農産物の生産拡大並びに農地保全の取組を引き続き進めてまいります。

有害鳥獣対策では、猿、鹿、イノシシの捕獲対策の一層の強化を図るとともに、頻繁に出没するツキノワグマに対する啓発等の対策に努めてまいります。

林業の活性化と再生につきましては、森林管理100%事業による計画的な搬出間伐と作業道開設とともに、森林環境譲与税の財源を活用し、間伐や搬出等の森林施業に対する町独自の補助事業を拡充しながら一体的に森林整備を実施してまいります。

山林の再生については、山の再生保全・活用の具体的取組を計画的、継続的に進めていきます。また、地産地消と地域資源の経済循環の仕組みづくりを引き続き研究、検討してまいります。

水産業の活性化と再生につきましては、漁業組合や漁業者、NPO 団体等が行う新た

な取組への支援を行うとともに、関係者と連携しながら一体的に推進してまいります。

観光振興については、四季を通した魅力あふれる神河町を町内外へPR・発信していきながら、観光交流人口からの経済循環を目標に、観光協会、観光施設指定管理者、行政、そして関係する事業者と連携しながら引き続き取り組み、より魅力ある観光地・施設として町内外に発信してまいります。

次に、「ハートが繋がるまちづくり」でございます。そして6点目の安定した持続可能なまちを実現するでございますが、具体的には、人権、住民参画、コミュニティ、行財政でございます。

「人権尊重のまち」宣言を基本に、全ての人が幸せになるために、神河町部落差別の解消の推進に関する条例に基づき、引き続き毎月11日は「人権を確かめる日」の啓発、PR活動を推進し、誰もが人として尊重されるまちづくりに取り組んでまいります。

まちづくりの基本的な指針であり、行政運営における最上位の計画である第2次神河町長期総合計画後期基本計画について、その進捗の検証を通し、町民の皆様との協働の下、「ハートがふれあう住民自治のまち～大好き！私たちの町 かみかわ～」の実現に取り組んでまいります。

町有財産の管理については、財産台帳、重要備品台帳の整備等を通し、適正な管理に努めてまいります。

情報発信につきましては、町広報、町ホームページやSNSなど様々なツールを活用した情報発信の充実を図るとともに、町民の皆様のご生活に有用な情報提供に努めてまいります。

町民の皆様から納付いただいております町税につきましては、的確な課税客体の把握により公平公正な課税に努めるとともに、特別徴収月間での徴収強化の取組による徴収率のアップを引き続き目指してまいります。

マイナンバーカードの普及率の向上についても、引き続き町民の皆様のご取得促進に力を注いでまいります。

ふるさとづくり応援寄附金につきましては、貴重な自主財源であることから、より一層の普及とPRを行い、返礼品を充実しながら積極的に取り組んでまいります。また、企業版ふるさと納税寄附金についても、引き続きルールに基づき適切な運用に努めるとともに、多くの企業に賛同いただけるプロジェクト事業を展開してまいります。

人材育成、組織力の向上については、神河町の将来と住民の視点を第一に、住民目線で考える職員を育てていきます。そのために必要な研修は、その時々に応じタイムリーに確保、提供しながら、職員一人一人の能力向上や育成、モチベーションアップを図るとともに、組織力の向上につなげてまいります。また、中堅・若手職員による課題解決プロジェクト、神河みらい創造プロジェクトチームは引き続き存続し、新たな課題設定の中でこれからの神河町について議論を深めてまいります。

最後に、町財政についてでございます。

人口減少と少子高齢化、社会保障費の増大、普通交付税など国の制度に依存した財政構造、そして公共施設やインフラの一斉更新、病院・上下水道経営の深刻化などが要因し、財政運営を大きく圧迫しています。定型句のような厳しい財政状況という局面は超えて、自治体経営の持続可能性が問われています。改めて、全ての事業への対応から、事業の優先化、廃止、見直しの選択と集中に誠実に取り組んでまいります。

以上、所信表明とさせていただきますが、加えて、令和8年度の予算に関連して、令和9年度から神河町ケーブルテレビ事業につきまして大きな転換として、これまでの指定管理者制度から、姫路ケーブルテレビとのIRU契約に基づく運営に移行する方針について報告を申し上げます。

神河町のケーブルテレビ事業は、平成31年3月に全町域に光回線を整備、同年4月から指定管理者制度を導入し、高度化するシステム保守などをカバーしながら神河町の情報発信を行ってきました。近年では、テレビ事業よりインターネット事業の需要が高まり、令和5年3月には上位回線を2ギガにするなど、インターネット環境の改善にも取り組んできたところです。

しかしながら、近年の物価高、人件費の高騰を受けて指定管理料は増大する一方、テレビ離れもあり、コミュニティチャンネルの視聴は低迷しております。また、コロナ禍を経験し、人と人の接触が難しくなったことから一挙にデジタル化が進み、全てのものがインターネットでつながる社会がつくられ、インターネット環境のさらなる充実が求められています。

また、神河町が抱える少子高齢化、人口減少に歯止めをかけるためにも、働く場の提供として、企業誘致、新たな働き方としてテレワークができる環境づくりが移住定住にもつながることから、インターネットの高速化は喫緊の課題であります。この課題に真摯に向き合い、持続可能な神河町ケーブルテレビ事業を推進していくため、テレビ事業は現状と変わらないサービスの提供、インターネットについては、10ギガサービスを提供できる姫路ケーブルテレビとIRU契約に基づく運営が最適と判断させていただき、令和8年度には移行に向けた準備に入っていきます。

しかしながら、必要経費の増大は避けられないことから、インターネット料金の引上げと、令和8年度末をもって「まちかどウィークリー」を廃止し、令和9年度からは文字放送を中心としたチャンネルに、夏祭りや運動会などの特別放送番組を加えたコミュニティチャンネルに生まれ変わります。ただし、姫路ケーブルテレビのひめチャンを視聴できるように改善も図り、播磨地域の情報番組の提供も計画してまいります。

以上のとおり、令和9年度からの事業移行は、単なる経費削減ではなく、将来にわたり安定した情報基盤を確保するための構造改革であります。また、安全・安心のまちづくりを推進するためには、防災・生活情報の確実な提供と高速通信環境の整備を両立させることが、神河町の行政サービスで重要な位置を占めると認識しております。

今後は、住民説明会の開催、設備整備等を計画的に進め、円滑な移行に努めてまいり

ます。議員各位におかれましては、本方針の趣旨を御理解いただき、格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

次に、第23号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和8年度神河町一般会計予算で、地方自治法第211条第1項の規定によりまして議会に提出するものでございます。

予算書の2ページを御覧ください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111億円と定め、その歳入歳出予算の款項の区分、金額は、第1表、歳入歳出予算によると定めております。前年度当初予算と比較して9.6%増、額にして9億6,900万円の増額でございます。

続きまして、歳入でございます。

13ページをお願いいたします。1款町税は、18億1,311万7,000円で、対前年度比0.3%、535万1,000円の減額でございます。

2款から9款までの地方譲与税、そして各県税の交付金と地方特例交付金は、前年度決算見込みを基本に、地方財政計画、そして県の配分見込みによりそれぞれ計上しております。

10款地方交付税は、38億8,000万円で、対前年度比4.9%、1億8,000万円の増額でございます。

11款交通安全対策特別交付金は、160万円で、前年度と同額でございます。

12款分担金及び負担金は、3,188万2,000円で、対前年度比12.7%、465万8,000円の減額でございます。

13款使用料及び手数料は、1億5,321万円で、対前年度比1.3%、201万4,000円の減額でございます。

14款国庫支出金は、7億5,115万3,000円で、対前年度比16.8%、1億810万5,000円の増額でございます。

15款県支出金は、7億2,824万4,000円で、対前年度比7%、4,783万2,000円の増額でございます。

16款財産収入は、4,342万2,000円で、対前年度比35.1%、1,127万円の増額でございます。

17款寄附金は、8,500万1,000円で、対前年度比13.3%、1,000万円の増額でございます。

18款繰入金は、10億3,645万3,000円で、対前年度比87.8%、4億8,455万1,000円の増額でございます。

19款繰越金は、5,000万円で、前年度と同額でございます。

20款諸収入は、1億7,675万4,000円で、対前年度比76.6%、5億8,004万6,000円の減額でございます。

21款町債は、18億3,120万円で、対前年度比59.8%、6億8,520万円の増

額でございます。

続いて、歳出でございます。

14ページをお願いいたします。1款議会費は、9,513万1,000円で、対前年度比4.8%、436万1,000円の増額でございます。

2款総務費は、17億8,174万2,000円で、対前年度比13.1%、2億627万円の増額でございます。

3款民生費は、17億3,158万3,000円で、対前年度比9.7%、1億5,308万1,000円の増額でございます。

4款衛生費は、21億5,417万2,000円で、対前年度比19.1%、3億4,571万4,000円の増額でございます。

5款農林水産業費は、7億7,741万1,000円で、対前年度比13.1%、9,024万8,000円の増額でございます。

6款商工費は、5億329万8,000円で、対前年度比65.9%、1億9,990万円の増額でございます。

7款土木費は、5億9,813万5,000円で、対前年度比0%、11万9,000円の減額でございます。

8款消防費は、5億9,392万8,000円で、対前年度比41.4%、4億1,983万6,000円の減額でございます。

9款教育費は、14億8,108万1,000円で、対前年度比30.4%、3億4,524万7,000円の増額でございます。

10款公債費は、13億7,351万8,000円で、対前年度比3.3%、4,413万4,000円の増額でございます。

12款予備費は、1,000万円で、前年度と同額でございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事兼病院改革推進室長。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第23号議案、令和8年度神河町一般会計予算につきまして、詳細につきまして御説明を申し上げます。

まずは10ページをお開きください。10ページは、第2表の債務負担行為でございます。1、社会教育施設解体他工事請負費は、神崎公民館、体育センターの解体及び防災公園の整備に係るものでございます。期間につきましては令和8年度から令和9年度まで、限度額については6億6,450万円と定めてございます。

続いて、2、社会教育施設解体他工事設計監理委託料でございます。神崎公民館、体

育センターの解体及び防災公園の整備に係る設計監理委託料でございます。期間につきましては令和8年度から令和9年度まで、限度額につきましては1,280万円と定めてございます。

続いて、3、神河町史作成業務委託料でございます。期間につきましては令和8年度から令和9年度まで、限度額につきましては850万9,000円でございます。

続いて、次のページの11ページをお願いいたします。第3表の地方債となります。1、過疎地域持続的発展特別事業でございます。限度額につきましては5,420万円で、寄附講座の設置など公立神崎総合病院の支援、また、長谷駅利用促進事業等に係るものでございます。過疎債のソフト事業分ということです。

2、病院医療機器整備事業でございます。限度額は2,620万円で、医療機器の整備に係るものでございます。過疎債のハード事業分を発行しまして病院へ出資金として支出をするものでございます。

3、クリーンセンター整備負担金事業でございます。限度額は5億8,920万円で、次期ごみ処理施設建設負担金に対するものです。起債につきましては過疎債でございます。

4、広域基幹林道開設事業でございます。限度額は1,350万円でございます。千ヶ峰・三国岳線工事負担金に対するものでございます。起債の種類につきましては公共事業債でございます。

5、観光施設整備事業でございます。限度額は2億2,300万円で、峰山宿泊施設の浄化槽の更新及びヨードルの森長寿命化改良工事に係るものでございます。起債の種類につきましては過疎債でございます。

6、地方創生道整備推進交付金事業でございます。限度額につきましては3,510万円で、道整備交付金事業、これは野村沢線、流田線になりますが、これらに係るもので、起債の種類については公共事業債ということでございます。

7、道路整備事業でございます。限度額は1億840万円で、町単独町道改良事業、道路橋梁維持改良事業に係るものでございます。辺地債及び過疎債でございます。

続いて、8、橋梁整備事業でございます。限度額は6,800万円で、道路メンテナンス事業に係るものでございます。過疎債です。

9、急傾斜地崩壊対策事業でございます。限度額は810万円で、急傾斜地崩壊対策事業負担金に係るものです。公共事業債でございます。

10、消防施設整備事業でございます。限度額は3億290万円で、中播消防署移転建て替え整備等に係るものでございます。起債につきましては、一般単独債及び緊急防災・減災事業債でございます。

続いて、11、社会教育施設解体事業でございます。限度額は4億260万円で、神崎公民館、体育センター解体に係るものでございます。起債の種類につきましては緊急防災・減災事業債でございます。

以上、起債の限度額の合計を18億3,120万円と定めるものでございます。

第3表の説明は終わらせていただきます。

続いて、歳入歳出予算事項別明細書により御説明を申し上げます。

15ページをお願いいたします。15ページ以降は歳入でございます。主な項目を中心に御説明を申し上げたいと思います。

まず、1款町税、1項町民税、1目個人町民税でございます。4億4,854万8,000円、対前年度比631万2,000円の増額でございます。現年課税分は4億4,429万3,000円で、滞納繰越分は425万5,000円となっております。滞納分の徴収の伸びを若干見込んで計上したところでございます。

2目法人町民税でございます。5,177万6,000円で、対前年度比45万8,000円の増額計上です。現年課税分は5,154万1,000円で、滞納繰越分につきましては23万5,000円の計上になります。法人町民税につきましては、資本金1億円を超える企業については減少傾向でございますが、1,000万円以下のいわゆる1号法人が増えているような傾向にございます。

1項町民税の合計ですが、5億32万4,000円で、対前年度比677万円の増額計上となっております。

続いて、2項固定資産税、1目固定資産税でございます。12億1,260万1,000円で、対前年度比1,119万5,000円の減額でございます。現年課税分は11億9,458万円、滞納繰越分は1,802万1,000円でございます。大河内発電所の償却資産でございますが、5億268万円の計上としております。これの対前年度比にしますと3,360万7,000円の減額ということになります。

2項固定資産税の合計でございますが、12億1,376万4,000円で、対前年度比1,119万5,000円の減額の計上となっております。

3項軽自動車税、1目軽自動車税でございます。4,567万7,000円で、対前年度比は36万7,000円の増額です。現年課税分4,517万円、滞納繰越分50万7,000円の計上となっております。なお、環境性能割につきましては、米国の関税、いわゆるトランプ関税の影響緩和等によりまして廃目となります。対前年度比は259万円の減額でございます。

3項軽自動車税の合計は4,567万7,000円で、対前年度比222万3,000円の減額計上でございます。

4項町たばこ税は5,297万6,000円、令和8年度の税制改正による増加、課税本数4万2,227本を見込んでございます。対前年度比で119万3,000円の増額の計上でございます。

続いて、16ページ、2款地方譲与税から17ページの9款地方特例交付金につきましては、令和7年度の決算見込み、地方財政計画及び県の交付見込みを勘案いたしまして計上をしております。なお、9款地方特例交付金、2項軽自動車税減収補填特例交付

金については、従来の環境性能割交付金を1,700万円、また、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収補填分300万円、合わせまして2,000万円を計上しております。

続いて、地方交付税でございます。普通交付税は33億6,000万円、特別交付税5億2,000万円の計上でございます。普通交付税は、国が作成します地方財政計画などを踏まえまして、給与改定や委託料など物価上昇分を反映をいたしております。また、標準準拠システム、ガバメントクラウド移行経費など、個別算定、また、包括算定経費に的確に見込んだところでございます。

10款地方交付税は38億8,000万円、対前年度比で1億8,000万円の増額でございます。

続いて、18ページをお願いいたします。12款分担金及び負担金、1項分担金、3目土木費分担金でございます。454万3,000円は、各区からの受益者分担金と道整備事業に係る市川町からの事業費分担金を計上いたしてございます。

1項分担金の合計ですが、518万3,000円で、対前年度比286万3,000円の増額でございます。

2項負担金、1目総務費負担金は、被災地復旧復興中長期職員派遣人件費負担金で、458万6,000円の計上でございます。

続いて、2目の民生費負担金ですが、1,236万7,000円の計上で、保育所運営費負担金など994万2,000円、老人福祉施設入所者費用徴収金242万5,000円の計上となっています。

続いて、3目の衛生費負担金でございます。974万5,000円でございます。中播北部行政事務組合職員人件費負担金として938万5,000円などを計上いたしてございます。

2項負担金の合計ですが、2,669万9,000円で、対前年度比752万1,000円の減額となっております。

続いて、13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料でございます。7,187万3,000円で、ケーブルテレビの利用料につきましては7,149万9,000円となります。

続いて、次のページ、19ページになりますが、19ページ、2目土木使用料でございます。4,203万5,000円で、町営住宅等の使用料が2,703万5,000円、道路占用料は1,000万円、町営駐車場の使用料483万円などの計上をしております。

3目の教育使用料ですが、3,311万8,000円で、学童保育クラブ施設使用料628万円、町民温水プール使用料は2,462万3,000円などを計上いたしてございます。

1項使用料の合計でございます。1億4,702万6,000円で、対前年度比163万3,000円の減額の計上でございます。

2項手数料、1目総務手数料は、490万円で、徴税手数料、20ページ、戸籍住民基本台帳手数料などです。

2目衛生手数料は、117万2,000円で、し尿汲取手数料、犬の登録手数料などの計上でございます。4目土木手数料は、11万1,000円で、屋外広告物許可手数料、建築確認調査手数料などを計上しております。

2項手数料の合計でございますが、618万4,000円で、対前年度比38万1,000円の減額の計上でございます。

続いて、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。4億8,909万5,000円で、私立保育所運営費負担金1億224万3,000円、国民健康保険基盤安定負担金1,124万7,000円、心身障害者福祉費負担金2億2,869万円、児童手当交付金1億3,311万6,000円。21ページになります。介護保険低所得者保険料軽減負担金558万9,000円、子育てのための施設等利用給付交付金307万4,000円、こども誰でも通園制度の乳児等のための支援給付交付金513万6,000円の計上でございます。

2目衛生費国庫負担金でございます。78万4,000円で、1名の方の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金65万9,000円などの計上をしております。

1項国庫負担金の合計でございますが、4億8,987万9,000円で、対前年度比4,640万5,000円の増額計上となります。

続いて、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。8,912万円で、個人番号カード交付事務費補助金464万6,000円、地域経済循環交付金1,544万4,000円、この交付金につきましては、地域活性化起業人のAlbaLink様が取り組まれます空き家の再生事業に充当する交付金でございます。続いて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですが、6,903万円で、学校給食費の無償化などに充当をいたします。

2目民生費国庫補助金は、2,302万9,000円で、地域生活支援事業補助金705万9,000円、子ども・子育て支援交付金など児童福祉費補助金が1,562万2,000円の計上となっております。

3目の衛生費国庫補助金は、1,486万8,000円で、こども家庭センター事業に係る交付金は975万5,000円などの計上でございます。

続いて、22ページをお願いをいたします。4目土木費国庫補助金でございます。1億1,073万8,000円で、道整備事業交付金3,900万円、道路メンテナンス事業費補助金6,296万2,000円、社会資本整備総合交付金など住宅費補助金877万6,000円の計上でございます。

5目消防費国庫補助金88万円は、社会資本整備総合交付金（効果促進事業分）で、災害ハザードマップの更新等に充当いたします。

6目教育費国庫補助金でございます。1,880万6,000円で、中学校のLED化改良に対する学校施設環境改善交付金1,574万円、その他、特別支援学級就学援助費補助金、部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業補助金、埋蔵文化財緊急発掘調査費

補助金などの計上をいたしてございます。

2 項国庫補助金の合計でございます。2 億5,744 万1,000 円で、対前年度比5,953 万7,000 円の増額計上としております。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事、一旦ここで止めてください。

詳細説明の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開を10時40分といたします。

午前10時20分休憩

午前10時40分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

休憩前に続いて、第23号議案、令和8年度神河町一般会計予算について詳細説明を求めます。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。そうしましたら、引き続きになりますが、御説明のほう申し上げたいと思います。

ページのほうは23ページになります。15款県支出金、1項県負担金、1目総務費県負担金でございます。354万1,000 円で、移譲事務市町交付金を計上しております。

2目民生費県負担金でございます。2億5,130万7,000 円で、私立保育所運営費負担金4,057万2,000 円、国民健康保険基盤安定負担金3,369万7,000 円、心身障害者福祉費負担金1億1,434万4,000 円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金4,076万6,000 円、児童手当交付金1,674万3,000 円、介護保険低所得者保険料軽減負担金279万4,000 円、子育てのための施設等利用給付費負担金153万7,000 円、乳児等のための支援給付交付金85万4,000 円でございます。

1項県負担金の合計につきましては、2億5,491万円で、対前年度比2,739万1,000 円の増額計上としております。

2項県補助金、1目総務費県補助金でございます。3,798万3,000 円で、市町振興支援交付金702万8,000 円、躍動する兵庫応援事業補助金1,230万円で、これにつきましては、JR播但線利用促進、自治協議会設置運営、小・中学校の入学支援金、中学生の自転車購入費などに充当をいたします。続いて、電源立地地域対策交付金事業補助金1,865万4,000 円を計上いたしてしております。

続いて、2目民生費県補助金でございます。5,247万3,000 円で、民生児童委員活動費用弁償補助金235万8,000 円。24ページです。地域生活支援事業補助金353万円、人生いきいき住宅事業補助金200万円など社会福祉費補助金は928万5,000 円の計上です。老人クラブ助成事業補助金135万3,000 円など老人福祉費補

助金は246万7,000円の計上です。医療助成費補助金は2,286万8,000円、子ども・子育て支援交付金など児童福祉費補助金は1,785万3,000円の計上です。

続いて、25ページになります。3目衛生費県補助金でございます。996万4,000円で、健康増進事業補助金122万9,000円、へき地診療所運営費補助金258万1,000円、こども家庭センター事業交付金243万7,000円、住宅用太陽光発電設備導入支援事業補助金292万5,000円などの計上となっております。

4目農林業費県補助金は、2億5,851万7,000円で、中山間地域等直接支払交付金1,046万1,000円、地籍調査事業補助金1億6,558万3,000円、多面的機能支払交付金4,474万6,000円。26ページになります。林業関係で緊急防災林整備事業補助金2,282万9,000円などの計上です。

5目商工費県補助金は、峰山新宿泊施設起債償還補助金169万1,000円です。償還の終了年度なんです、令和14年度となっております。

7目教育費県補助金は、3,158万1,000円で、小学校費補助金289万8,000円、中学校費補助金314万8,000円、社会教育費補助金116万8,000円、給食費負担軽減交付金2,436万7,000円で、小学校が対象となります。児童1人当たり月額5,200円を基準に交付されるものです。対象児童の数については426人を見込んでございます。

2項県補助金の合計ですが、3億9,477万円で、対前年度比4,857万1,000円の増額計上となっております。

続いて、27ページ、3項県委託金、3目農林業費県委託金は、4,812万4,000円で、地籍調査事業委託金4,467万3,000円などの計上です。

4目商工費県委託金は、656万5,000円で、砥峰高原自然交流館管理運営委託金を計上しております。

5目土木費県委託金は、519万4,000円で、河川クリーン作戦事業委託金として500万円などの計上です。

3項県委託金の合計は、7,856万4,000円で、対前年度比2,813万円の減額の計上となります。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金でございます。1,442万4,000円で、財政調整基金をはじめとした基金の利子収入でございます。

続いて、28ページ、2目財産貸付収入2,799万6,000円で、町有財産である土地、建物等の貸付収入でございます。光ケーブル等貸付収入は5,000万1,000円、貸し工場の貸付収入は450万円で、公債費の償還に充当するものでございます。償還の終了年度ですが、令和14年度までということでございます。

1項財産運用収入の合計は、4,242万円で、対前年度比1,126万9,000円の増額計上です。

17款寄附金、1項寄附金は、8,500万1,000円で、神河ふるさとづくり応援寄

附金は8,000万円の計上、また、神河まち・ひと・しごと創生寄附金は500万円などを計上しております。対前年度比で1,000万円の増額計上となっております。

続いて、29ページ、18款繰入金、1項他会計繰入金は、2,442万7,000円で、対前年度比1,581万3,000円の増額計上です。特別会計からの繰入れでございます。

2項基金繰入金は、公共施設維持管理基金繰入金1億4,045万9,000円、神河ふるさとづくり応援基金繰入金1億円、財政調整基金繰入金3億3,200万円、まちづくり基金繰入金2億557万円、森林環境譲与税基金繰入金2,400万5,000円、町債管理基金繰入金2,951万8,000円、企業版ふるさと納税基金繰入金3,750万円、30ページです。ケーブルテレビネットワーク施設維持管理基金繰入金1億4,000万円などの計上となっております。

2項基金繰入金の合計ですが、10億1,202万6,000円で、対前年度比4億6,873万円の増額の計上となっております。

19款繰越金5,000万円は、前年度の繰越金を計上しております。

31ページです。20款諸収入、5項雑入につきましては、これまで説明をしてきました歳入科目に含まれない収入を計上しております。

市町村振興交付金、宝くじの交付金になりますが、1,482万2,000円の計上でございます。

消防団員退職報償金等受入金は3,607万9,000円です。

学校給食事業収入は、810万6,000円。32ページです。後期高齢者医療広域連合健診補助金843万4,000円、コミュニティ助成事業助成金670万円。33ページです。指定管理者からの峰山高原スキー場施設使用料は3,000万円です。観光施設維持管理負担金は1,652万円、県互助会安全・安心のまちづくり事業助成金は300万円。34ページです。中播消防署建設負担金3万1,000円の計上です。これは北部出張所の建物共済災害保険料で、福崎町、市川町から頂く負担金を計上しております。

5項雑入の合計は、1億7,288万9,000円で、対前年度比5億8,014万6,000円の減額計上となります。

21款の町債につきましては、第3表の地方債で御説明をしたとおりでございます。

以上で歳入の説明につきましては終わらせていただきます。

引き続きまして、35ページからは歳出でございます。拡張事業など主なものを中心に説明をいたします。また、タブレット予算説明資料につきましては50ページから111ページになります。財源内訳表と併せて御覧をいただきたいと思います。

まず、人件費につきまして少し触れたいと思います。人件費の関係では、人事院勧告による給与改定などで人件費総額につきましては15億1,558万2,000円となり、対前年度比では8,674万円の増額となっております。さらに、物価高、民間の人件費の上昇もございまして、委託料を中心に歳出経費が増嵩しています。

それでは、科目ごとに説明をいたします。

まず、1款議会費です。9,513万1,000円で、対前年度比436万1,000円の増額です。

36ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、6億2,802万3,000円の計上です。この費目では、総務管理の経常的な経費を中心に予算計上したところですが、地方公共団体情報システム標準化などが完了いたしまして、対前年度比1億3,490万7,000円の減額計上となっております。

主なものを申し上げます。

38ページになります。システムの更新委託料9,756万1,000円の計上で、総合コンピューター基幹系のシステムの更新経費などを計上しています。

39ページです。システム標準化に伴いますガバメントクラウド利用料5,535万6,000円の計上になります。

続いて、次のページの40ページです。神戸大学寄附講座ですが、令和9年度までとし、3,300万円、神戸大学医学研究科、腎泌尿器科、先端医療技術開発寄附金も令和9年度までとし、2,000万円の計上となっております。

2目の文書管理費は、1,363万6,000円の計上です。

3目の会計管理費は、3,632万7,000円の計上です。

続いて、41ページ、4目財産管理費は、2億759万3,000円の計上です。修繕料で2,322万5,000円を計上しておりますが、庁用車の管理経費、それから庁舎の電気室高圧機器の更新などの経費を計上いたしております。

42ページ、借上バス運行委託料ですが、人件費、燃料費の上昇もございまして1,342万円の計上でございます。次に、庁舎等施設改善工事請負費970万4,000円の計上ですが、支庁舎の空調機器の更新工事の経費を計上しております。

43ページ、神河ふるさとづくり応援基金積立金は、8,000万円の計上です。

5目交通対策費は1億7,630万3,000円で、コミュニティバスの運行委託料は1億2,870万円の計上でございます。JR播但線利用促進事業では、JR長谷駅駐輪場の改修に220万円、進入道路の舗装修繕に1,350万円、44ページ、躍動する兵庫応援事業補助金を活用しまして、特急はまかせ利用促進補助金に81万6,000円、JR播但線利用促進補助金484万5,000円、JR遠距離通勤・通学等補助金498万円の計上でございます。

6目の企画費は、1億9,016万3,000円の計上です。

45ページになります。地域活性化起業人推進事業を拡充をいたしまして、委託料ですが、3,300万円、負担金、次のページに負担金がありますが、591万1,000円の計上となっております。人材派遣型が1社、副業型が7社を予定、また、委託型の地域おこし協力隊2名、6次産業化と木工芸の関係ということで予定をし、その経費を1,100万円を計上、また、地域活性化起業人負担金591万1,000円は、クラウドファンディング型ふるさと納税関係の人材派遣1名を予定をしております。続いて、中村

ドリームホール太陽光のパネル撤去工事に1,024万1,000円を計上しております。

次のページ、46ページです。負担金、補助及び交付金で、地域活性化起業人の、正確に申し上げますと、AlbaLinkは活性化起業人の予定ではありませんが、今は協定の企業ということになります。AlbaLinkの空き家活用事業に地域経済循環交付金2,316万8,000円の計上でございます。創業促進事業補助金600万円、コミュニティ助成事業助成金670万円で、対象地区が新野区、中村区、新田区への助成でございます。続いて、地域自治協議会地域づくり交付金2,450万円などの計上でございます。

7目のCATV管理運営費は、3億9,417万5,000円で、高速インターネット10ギガ対応に向けた設備システム更新を予定しております。この経費に2億2,144万9,000円、また、指定管理料は1億4,256万円などの経費を計上いたしてございます。

47ページ、1項総務管理費の合計でございます。16億5,223万9,000円、対前年度比2億1,889万6,000円の増額計上となります。

続いて、2項徴税費、1目税務総務費は7,254万5,000円、48ページ、土地評価総合計画等業務委託料937万2,000円、標準地鑑定評価業務委託料171万3,000円、家屋評価システム導入委託料333万7,000円などの計上です。

2目賦課徴収費は、601万1,000円の計上です。

49ページ、2項徴税費の合計ですが、7,855万6,000円で、対前年度比620万5,000円の減額計上です。

続いて、50ページ、3項戸籍住民基本台帳費は、1,652万2,000円で、対前年度比は74万8,000円の減額です。戸籍法、住民基本台帳法に基づきます事務処理に係る経費、住民票などの交付に係る経費、経常的な経費の計上となっております。

4項選挙費は、選挙管理委員会費は1,060万8,000円、町議会議員選挙費2,189万4,000円の計上、52ページ、合計で3,250万2,000円、対前年度比196万円の減額計上です。

5項統計調査費は、99万3,000円で、対前年度比は378万6,000円の減額です。

6項監査委員費は、93万円で、対前年度比は7万3,000円の増額です。

53ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は4億5,611万6,000円で、委員謝礼36万5,000円は、民生児童協力委員73名、1人当たり5,000円の謝礼、民生児童委員費用弁償471万8,000円、54ページ、町社会福祉協議会補助金3,454万5,000円の計上でございます。また、防犯カメラの設置補助金として48万円、特殊詐欺等被害防止対策事業補助金40万円、55ページ、国保・介護保険への繰出金3億7,041万円などを計上しております。

2目老人福祉費は、2,972万3,000円で、老人クラブ活動補助金324万円、広

域シルバー人材センター負担金455万6,000円、56ページ、老人保護措置費1,490万3,000円などの計上です。

3目心身障害者福祉費は、4億8,569万7,000円で、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用時の介護給付費などの計上です。

58ページ、4目医療助成費は、8,343万2,000円で、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児、高齢障害者に係る医療助成金と事務費を計上しております。

59ページ、5目国民年金事務費は、770万1,000円の計上です。

6目の民生化推進費は、171万7,000円の計上です。

7目後期高齢者医療費は、2億6,088万2,000円で、兵庫県後期高齢者医療広域連合への療養給付費の負担金、町が設置している後期高齢者医療事業特別会計への繰出金などの計上でございます。

1項の社会福祉費の合計は、13億2,526万8,000円で、障害者介護給付費の大幅な増加もありまして対前年度比は1億6,273万5,000円の増額計上となります。

60ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、642万4,000円で、縁結び事業委託料104万1,000円、結婚新生活支援事業補助金105万円、こどもを健やかに生み育てる支援金310万円などの計上でございます。

2目児童措置費は、1億6,671万8,000円で、児童手当につきましては1億6,660万5,000円などの計上となっております。

3目保育所費は、2億3,317万2,000円、61ページ、私立保育所運営費委託料1億7,851万1,000円、私立施設型給付費負担金3,143万2,000円、保育所等副食費補助金309万7,000円、そして国の重点支援地方交付金を活用し、保育所等の保護者の負担軽減を図るため、給食費の全額を支援をいたします児童福祉施設給食費等補助金が223万9,000円の計上となります。

2項児童福祉費の合計は、4億631万4,000円で、対前年度比は965万4,000円の減額計上です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、7億1,517万3,000円の計上です。62ページ、病院関係では、公立神崎総合病院事業会計補助金2億6,700万円、63ページ、物価高騰対策支援補助金4,300万円、そして出資金として1億2,820万円を計上しております。また、新規の事業になりますが、医師のUターン促進事業支援金として200万円を計上いたしてございます。

戻って62ページですが、水道事業会計補助金につきましては1億1,043万4,000円、63ページ、ケアステーション事業特別会計、訪問看護事業特別会計への繰出金は4,330万4,000円の計上となります。

2目健康づくり対策費は7,337万1,000円で、医薬材料費は2,031万9,000円、予防接種等の委託料が4,626万8,000円です。64ページ、扶助費の骨髄等移植ドナー支援事業助成金6万円、これは新規の事業になります。

3目母子衛生費は、1,214万5,000円の計上です。65ページ、妊婦健診委託料338万5,000円、妊婦のための支援給付交付金300万円などの計上です。また、新規の事業として、妊活カップル応援事業助成金70万円の計上です。この事業につきましては、不妊治療を後押しし、応援をするもので、不妊検査に3万円、治療に8万円、それぞれ上限回数を定めまして助成をさせていただくものでございます。

続いて、66ページ、4目保健衛生施設管理費は390万1,000円の計上です。

5目診療所費は506万5,000円で、川上及び上小田診療所の開設に係る運営費、郡医師会で実施をしています休日の在宅当番医制事業への負担金、救急救命センターの運営負担金などを計上しています。

1項保健衛生費の合計は、8億965万5,000円で、対前年度比は5,625万1,000円の減額計上となります。

2項環境衛生費、1目環境衛生費は、8,650万円の計上です。68ページ、中播北部行政事務組合負担金、火葬場分になりますが、2,098万5,000円、自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金292万5,000円などの計上でございます。

2項環境衛生費の合計は、8,732万2,000円で、対前年度比は22万6,000円の増額計上になります。

3項清掃費、1目ごみ処理費は、8億8,253万1,000円で、対前年度比4億83万8,000円の大幅な増額計上となっております。中播北部行政事務組合負担金、運営分になりますが、2億7,793万3,000円、69ページ、次期ごみ処理施設建設負担金は6億210万6,000円の計上です。

2目し尿処理費は3億7,466万4,000円の計上です。中播衛生センターの運営負担金7,463万7,000円、下水道事業会計補助金2億9,908万5,000円などの計上となっております。

3項清掃費の合計は、12億5,719万5,000円で、対前年度比は4億173万9,000円の増額です。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は1,146万9,000円で、農業委員会の管理運営経費を計上しております。

70ページ、2目農業総務費は6,524万6,000円で、人件費等、管理運営に係る経常経費の計上です。

71ページ、3目農業振興費は1億3,669万7,000円で、食べ盛り応援神河米事業は食糧費など1,210万2,000円の計上となります。72ページ、中山間地域等直接支払交付金1,394万9,000円、農業機械施設整備支援事業補助金1,212万9,000円、多面的機能支払交付金5,772万2,000円、73ページ、鳥獣被害防護柵等設置事業補助金は454万9,000円などの計上となります。

4目農地費は1,270万円で、町単独土地改良事業補助金400万円、ため池改修事業費負担金250万円などの計上でございます。

5目農業施設管理費は1,081万8,000円です。水車公園、道の駅の施設管理運営経費などを計上いたしてございます。

74ページ、6目地籍調査費は3億3,403万8,000円の計上で、山林部の調査の事業費を計上しております。

76ページ、1項農業費の合計は5億7,101万8,000円で、対前年度比は2,835万円の増額です。

続いて、2項林業費、1目林業総務費は2,333万5,000円で、人件費等管理運営に係る経常経費の計上をしております。77ページ、森林基幹道千ヶ峰・三国岳線の工事負担金につきましては1,500万円、2目林業振興費は1億6,090万8,000円でございます。委託料の中に記念品作成委託料690万円を計上しております。これにつきましては、前川農林政策課長が試作をしました多機能ベッドの製作費を計上しております。町森林経営管理事業委託料5,331万7,000円、78ページ、森林管理100%作戦推進事業補助金1,533万7,000円、町森林整備事業補助金2,337万2,000円、元気森もり活動推進事業補助金500万円などの計上でございます。

2項林業費の合計は、1億8,424万3,000円で、対前年度比は4,589万8,000円の増額計上となります。

続いて、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費です。4,786万1,000円でございます。

79ページ、町商工会への補助金は2,060万円の計上です。

2目観光振興費は4億5,543万7,000円です。80ページ、各施設の修繕料については3,753万2,000円を計上しております。81ページ、かみかわ夏まつり事業の委託料は、少し増えまして929万8,000円、峰山高原附帯施設等管理委託料は1,808万円、新規の事業として観光ロケーションマップの作成委託料178万2,000円、指定管理料や維持管理経費の計上をしております。工事請負費では、峰山宿泊施設の浄化槽更新工事に1億4,000万円、82ページ、ヨーデルの森の屋根等長寿命化改良工事に9,226万2,000円の計上、また、町観光協会の補助金は1,281万5,000円の計上となります。

1項商工費の合計ですが、5億329万8,000円で、対前年度比は1億9,990万円の増額計上となります。

続いて、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございます。1億98万8,000円で、対前年度比は63万3,000円の増額計上となります。

83ページ、JR寺前駅前駐車場管理委託料192万円、84ページ、急傾斜地崩壊対策事業負担金901万円などを計上しております。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費は8,396万2,000円です。道路除草作業委託料として1,100万円、除雪関係の委託料は912万5,000円などを計上しております。2目道路橋梁新設改良費は3億1,788万円で、工事請負費2億3,570万円で、

町道作畑・新田線など改良工事、道路メンテナンス事業橋梁修繕工事、道整備交付金事業などを計上しております。

85ページ、2項道路橋梁費の合計ですが、4億184万2,000円で、対前年度比は3,324万6,000円の増額計上となります。

3項河川費2,358万5,000円で、対前年度比は2,275万8,000円の減額です。河川改修工事は500万円、河川環境整備工事1,350万円などの計上となります。

86ページ、5項住宅費、1目住宅管理費は4,452万3,000円です。特定空家等の除却工事は1件を予定してまして、500万円を計上しています。町営住宅設備工事677万2,000円で、温水機器の入替え更新を予定しております。負担金、補助及び交付金で、若者の定住促進を目的とした家賃補助金、住宅取得支援補助金、リフォーム支援補助金など2,356万4,000円の計上となります。

87ページ、2目住宅建設費は、2,638万2,000円で、多自然移住推進事業、宅地開発支援事業補助金等に係る経費を計上しております。

5項住宅費の合計は、7,090万5,000円で、対前年度比1,124万円の減額計上です。

続いて、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、4億5,805万2,000円で、対前年度比は4億2,398万円の減額計上です。姫路市消防局への消防事務委託料が1億6,506万7,000円、中播消防署本署の建設負担金は2億9,252万円で、福崎町への負担金となります。

88ページ、2目非常備消防費は、7,974万3,000円で、消防団員退職報償金3,570万5,000円、掛金1,248万円などの計上です。

89ページ、3目消防施設費は1,652万1,000円で、消防ポンプ自動車の購入費として1,067万円などを計上しております。

4目災害対策費は、3,961万2,000円、90ページ、ハザードマップ更新業務委託料352万円、地域防災計画等更新業務委託料361万9,000円、防災行政無線システム等保守委託料1,558万1,000円などを計上いたしております。

1項消防費の合計ですが、5億9,392万8,000円で、対前年度比は4億1,983万6,000円の減額計上となります。

91ページになります。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費は118万1,000円の計上です。

続いて、2目事務局費は9,133万8,000円、93ページ、神河町小中学校等入学子ども未来応援支援金でございますが、381万円で、対象については127人になります。

1項教育総務費の合計は、9,251万9,000円で、対前年度比は50万6,000円の減額計上となります。

2項小学校費、1目小学校管理費は、1億3,723万円で、管理運営に係る経常的経

費を計上しております。

96ページ、2目小学校教育振興費は、1,752万3,000円です。自然学校や環境体験活動、外国語教育の推進、そして就学援助費などに係る経費を計上しています。

97ページ、2項小学校費の合計は、1億5,475万3,000円で、対前年度比は536万5,000円の増額計上となります。

3項中学校費、1目中学校管理費は、1億2,183万4,000円です。神河中学校の学校運営及び施設管理に係る経費を計上しています。99ページの工事請負費4,722万5,000円の計上ですが、LED化改良工事に係る経費を計上しています。

100ページ、2目中学校教育振興費は、1,337万3,000円です。トライやる・ウィーク事業委託料60万円、外国語指導助手派遣業務委託料484万9,000円などの経費を計上しています。

3項中学校費の合計ですが、1億3,520万7,000円で、対前年度比は3,831万7,000円の増額計上となります。

4項幼稚園費は、1億4,512万6,000円で、対前年度比は203万5,000円の増額です。運営管理費などの経常的な経費を計上しております。

103ページ、5項社会教育費、1目社会教育総務費は5億2,123万1,000円です。人権啓発、学習事業、放課後子ども教室と学童保育、二十歳のつどい、文化財の保全事業、町史の編さん作業に係る経費などの計上をしております。105ページ、工事請負費3億9,430万円の計上がありますが、これは神崎公民館、体育センターの解体経費を計上いたしてございます。

2目公民館費は、8,055万3,000円です。中央公民館の施設維持管理費、シニアカレッジ、公民館教室、ふるさと文化祭、美術展、一般公演に係る経費等を計上しております。107ページ、工事請負1,779万7,000円は、これは中央公民館のホールの音響設備、それとワイヤレスマイクの更新に係る経費を計上しております。

108ページ、3目社会教育施設運営費は、7,997万4,000円で、対前年度比5,220万6,000円の減額計上です。施設の管理運営に係る経費を計上しております。

110ページ、5項社会教育費の合計でございますが、6億8,175万8,000円で、対前年度比につきましては3億5,292万7,000円の増額計上です。

6項保健体育費、1目保健体育総務費は843万5,000円です。スポーツ大会委託料156万円、町スポーツ協会補助金117万円などの経費を計上しております。

2目体育施設管理費は、9,970万2,000円です。111ページ、町民温水プールのスイミングスクール委託料につきましては2,889万円を計上しております。

112ページ、3目学校給食費は、1億6,358万1,000円です。学校給食費については、小学校は給食費負担軽減交付金2,436万7,000円、中学校、幼稚園は重点支援交付金1,079万4,000円を充當いたしまして、学校給食費についてはこれにより完全無償化に対応するというところでございます。

114 ページ、6 項保健体育費の合計ですが、2 億7,171 万8,000 円で、対前年度比は5,289 万1,000 円の減額です。

10 款公債費、1 項公債費、1 目元金でございます。12 億9,122 万円で、対前年度比1,458 万2,000 円の増額計上です。

2 目利子は、8,229 万円、対前年度比2,955 万2,000 円の増額で、地方債の利子が8,029 万円と、115 ページ、一時借入金の利子が200 万円となっております。

最後、12 款予備費につきましては、前年度と同様の1,000 万円を計上しております。

116 ページにつきましては、債務負担行為の支出予定額等に関する調書、117 ページにつきましては、地方債の現在高の見込みに関する調書で、令和8 年度末の見込額は123 億2,144 万9,000 円と見込んでございます。

118 ページから124 ページまでは、給与費の明細書です。

125 ページは、別添の資料といたしまして地方債の内訳につきまして掲載しております。

続きまして、タブレットのほうになるんですが、予算説明資料でございます。

2 ページから16 ページにつきましては、予算の概要説明書になります。

そして、17 ページなんですが、会計別当初予算額の状況で、前年度と比較したものを掲載しています。

それから、18 ページから22 ページは、歳入歳出予算の状況につきまして前年度と対比したものを掲載しております。

23 ページにつきましては、住民1 人当たりの歳入歳出額の内訳を書いております。

24 ページにつきましては、予算の分析表になります。主に経常収支比率を算出しておりますが、経常収支比率につきましては99.8%というふうになってございます。

25 ページは、普通会計の基金の残高状況でございます。

そして、26 ページから28 ページは、町税の状況で、予算の積算内訳となります。

29 ページから31 ページは、地方譲与税、県税の各交付金、地方交付税等の概要の説明になります。

32 ページから49 ページは、歳入予算の国県支出金の補助金メニューの説明一覧表ということになります。

50 ページから111 ページは、歳出予算の目的別、そして事業別対比及び財源の内訳で、事務事業ごとの説明を書いております。また、その財源の内訳について掲載しております。

112 ページから114 ページにつきましては、財産に関する調書を掲載しております。以上、御参考にしていただければと思います。（発言する者あり）

すみません、これで説明のほうは終わるんですが、どうも1 点、私のほうが間違っ

申し上げた点があるようでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

28ページで、財産貸付収入の光ケーブルの貸付収入を「5,000万1,000円」と申し上げたようでございます。正しくは「1,500万1,000円」ということでございますので、訂正をさせていただいて、お詫びを申し上げます。

以上で、少し長くなりまして大変御迷惑をおかけしましたが、私の詳細についての説明については終わらせていただきます。どうぞよろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事、長時間の説明、お疲れさまでございました。

以上で町長の所信表明と第23号議案の提案説明は終わりました。

次に、第24号議案、令和8年度神河町ケアステーション事業特別会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第24号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和8年度神河町ケアステーション事業特別会計予算でございます。

本予算は、神崎郡3町で共同運営している介護療育支援事業と病児病後児保育事業及び在宅医療・介護連携支援事業を一本化した会計予算です。

予算内容は、歳入では、市川町及び福崎町からの事業負担金、神河町一般会計からの繰入金、利用者負担金等を計上いたします。歳出では、正職員6名分と会計年度任用職員7名分の人件費と事業運営経費及び施設維持管理費などの経常経費を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億789万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。第24号議案の詳細について御説明を申し上げます。

事項別明細書で説明させていただきますので、7ページをお願いいたします。歳入です。

第1款負担金は、市川町、福崎町2町の負担金で、介護療育支援事業負担金は4,160万1,000円、病児病後児保育事業負担金は58万5,000円、在宅医療・介護連携支援センター事業負担金700万円で、計4,918万6,000円でございます。

第2款民生費県補助金は、科目設定の1,000円でございます。

第3款一般会計繰入金は、神河町の負担分で、介護療育が1,631万2,000円、病児病後児が1,199万2,000円、計2,830万4,000円です。介護保険事業特別会

計繰入金は、在宅医療・介護連携支援センター事業で350万円です。

第4款繰越金は、前年度介護療育支援事業の繰越金として842万8,000円を見込んでおります。

第5款第1項1目障害児通園事業収入1,342万円は、利用児童者数を年間延べ2,295人と見込んでおります。

8ページをお願いいたします。2目障害児相談支援事業収入は、109人のサービス利用計画の作成で350万3,000円としております。第2項受託事業収入は、介護保険の介護予防事業の受託分で24万5,000円です。第3項利用者負担金は、障害児通園事業の利用者の1割負担分で94万5,000円です。3歳から5歳児の負担はありません。病児病後児保育施設利用者負担金は、70人を想定し、14万円を見込んでおります。第4項雑入につきましては、町有自動車損害保険受入金、行事参加費で22万円でございます。

次に、歳出、9ページをお願いいたします。第1款第1項1目介護療育支援事業運営費で、正職員5名、会計年度任用職員4名の人件費、報酬、給料、職員手当等、共済費、会計年度任用職員の費用弁償で、計6,777万3,000円を計上しております。7節報償費は、講師謝礼で10万円、8節職員普通旅費20万円、10節需用費は、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費など合わせまして741万円を計上しております。

10ページをお願いいたします。11節役務費は、通話料、自動車保険料22万円など86万2,000円、12節委託料は、清掃維持管理委託料130万7,000円、エレベーター保守点検委託料45万円などで215万2,000円、13節使用料及び賃借料は、通行料などで27万円、17節備品購入費は、パソコン3台60万円、18節、研修会参加負担金6万円、児童送迎運転員負担金425万2,000円、また、26節公課費は、自動車重量税など7万円。介護療育支援事業運営費合計で8,374万9,000円を計上しております。

2目病児病後児保育運営費で、会計年度任用職員の看護師1名、保育士1名、スポット職員の1名の計3名の人件費として1,122万1,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。8節旅費で2万2,000円、11節通話料で5万4,000円、また、12節委託料は、保育当日に神崎総合病院小児科医師に児童の状態等を確認してもらったり、救急対応が必要な場合などの委託料で138万5,000円、18節、全国病院保育協議会会費を3万5,000円。合わせまして、病児病後児保育運営費合計で1,271万7,000円を計上しております。

3目在宅医療・介護連携支援事業運営費で、介護福祉士1名の人件費として977万3,000円を計上しております。また、7節報償費で、講師謝礼で25万円、8節旅費で5万3,000円、10節需用費で14万1,000円、12節委託料で17万3,000円。

12ページをお願いいたします。18節、研修会参加負担金で11万円。在宅医療・

介護連携支援事業運営費合計で1,050万円を計上しております。

第2款第1項1目利子は、一時借入金利子として、科目設定で1,000円。

第3款第1項1目予備費として92万5,000円を計上しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 次に、第25号議案、令和8年度神河町国民健康保険事業特別会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第25号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和8年度神河町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

予算の内容につきましては、歳入では、国民健康保険税2億235万7,000円、県支出金8億5,760万7,000円、繰入金1億2,516万9,000円などを計上しております。歳出では、総務費2,921万6,000円、保険給付費8億1,915万6,000円、国民健康保険事業費納付金3億1,129万4,000円、保健事業費1,291万5,000円などを計上しております。これらによりまして、歳入歳出合計額は11億8,616万6,000円、前年度比6.4%減となっております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは、第25号議案の詳細説明を申し上げます。

令和8年度の予算につきましては、1点目として、令和11年度に県下統一の標準保険税率へ段階的に税率を上げていくこと、2点目として、それによる被保険者の急激な負担増とならないよう財政調整基金を取り崩しながら運営を行っていくこととし、昨年同様にこの2点を基本事項として予算編成を行っております。

本年1月に開催しました国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を受けた令和8年度国民健康保険税率に本年4月から導入されます子ども・子育て支援納付金の上乗せ分を加えて保険税収を積算し、歳出に対して歳入が不足する分につきましては、令和7年度予算同様に、財政調整基金繰入金を充てることとしております。

町長の提案説明にもありましたように、令和8年度の国民健康保険事業特別会計の予算は、歳入歳出11億8,616万6,000円で、前年度比は6.4%の減、金額で8,087万円の減ですが、減額分の主な内容は、保険給付費、いわゆる医療費の支払い分であり、これは昨年同様、被保険者数の減少が影響しております。

それでは、予算事項別明細書で御説明いたしますので、9ページを御覧ください。歳

入になります。

1 款国民健康保険税は、1 目一般被保険者分が現年課税分と滞納繰越分を合わせて 2 億 2 3 5 万 7, 0 0 0 円で、先ほども申しあげましたように、現年課税分に子ども・子育て支援納付金 5 4 9 万 2, 0 0 0 円を追加しております。

続きまして、2 款 1 項 1 目徴税手数料は 5 万円で、保険税の督促手数料です。

3 款 1 項 1 目災害臨時特例補助金については、大規模災害が発生した特定被災区域から転入された被保険者などの保険税の減免、療養給付費の一部負担金の減免措置で、科目設定でございます。

4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金ですが、普通交付金については、町が保険給付に要する費用から精神結核医療付加金などを除いたものが全額交付となり、8 億 1, 8 0 8 万 7, 0 0 0 円、特別交付金については、町で実施する特定健診などの実施率や医療費適正化を目的とした保健事業の経費に対して補助が得られるものになります。額については、県から通知のあった額となり、3, 9 5 1 万 9, 0 0 0 円を計上しております。特別交付金の算定には、医療費の状況や特定健診受診率、保険税徴収率などがインセンティブとなります。

4 款 2 項 1 目財政安定化基金交付金については、町が国民健康保険事業費納付金を納めるに当たり、国保税徴収に不足が生じた場合などに県から貸付けを受けるものであり、科目設定をしております。

5 款 1 項 1 目利子及び配当金は、財政調整基金の利子分で 5 3 万 3, 0 0 0 円でございます。

1 0 ページをお願いします。6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は 8, 5 7 5 万 6, 0 0 0 円で、内訳は、保険基盤安定繰入金が 5, 9 4 3 万 4, 0 0 0 円、内訳は、説明欄に記載のとおり、保険税軽減分 8, 7 4 3 万 3, 0 0 0 円と保険者支援分 2, 2 0 0 万 1, 0 0 0 円です。保険税軽減分は、法定軽減による保険税軽減分を一般会計から補填するもので、負担割合は、県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 負担となります。また、保険者支援分については、保険税現年分の 1 人当たりの調定額に法定軽減の該当者数を乗じた額を一般会計から繰り入れるもので、負担割合は、国が 4 分の 2、県 4 分の 1、町が 4 分の 1 負担となります。保険基盤安定繰入金は、過去 3 か年の実績により算出をしております。職員給与費等繰入金は 1, 7 2 9 万円、財政安定化支援事業分は、県が算出した 6 1 8 万円。地方単独福祉医療費助成事業繰入金は 2 3 5 万 7, 0 0 0 円を計上しています。これは、地方単独の福祉医療制度がなければ医療費全体がある程度抑制されるという国の考え方で、一定ルールに基づいた計算により算出した医療費増額分の 6 8 % を国が負担、残りの 3 2 % を県と市町で 2 分の 1 ずつ負担することになっており、一般会計から国保会計に繰り入れするものです。未就学児均等割保険税繰入金 4 8 万 5, 0 0 0 円、産前産後保険税繰入金は 1 万円で、いずれも子育て世代への経済的負担軽減の観点から軽減されるもので、軽減分の 4 分の 2 が国、4 分の 1 が県、4 分の 1 が町の負担で一般会計から繰入れをします。

6 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金は3,941万3,000円で、国保税、県支出金などの歳入を歳出が上回るため、その不足分を財政調整基金により繰り入れするものです。

7 款 1 項 1 目繰入金は、令和7年度からの繰越金で、科目設定となります。

8 款 1 項 1 目延滞金は、国民保険税の延滞金で、令和7年度の実績から44万5,000円を計上しています。2 項 1 目第三者納付金は、被保険者が交通事故などで発生した医療費を国保会計で立て替えた場合の返還分で、科目設定をしております。

11 ページをお願いします。2 目返納金は、国民保険から離脱され、社会保険などに加入されている無資格者が国保を利用した場合の不当利得返納分として科目設定をしております。3 目雑入は科目設定となります。

以上、歳入合計は11億8,616万6,000円でございます。

次に、12 ページをお願いします。歳出となります。

まず、1 款 1 項 1 目一般管理費ですが、一般職員2名分の人件費や保険給付事務に必要な経費2,500万5,000円を計上しております。

13 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目賦課徴収金は、税の賦課徴収に必要な経費413万9,000円で、消耗品や郵便料などのほか、委託料338万2,000円を計上しております。これは、国保事業の実績報告や調整交付金の申請書作成を目的としたコクホ・ラインシステムの子ども・子育て支援金対応に係るシステム改修となります。3 項 1 目運営協議会費は、国保運営協議会の必要経費7万2,000円を計上しています。

次に、2 款保険給付費ですが、県が提示した金額を計上しております。保険給付に係る費用は県からの交付金で賄うこととなっており、県は、町の医療費水準や医療費の動向から提示額を算定しております。1 項 1 目一般被保険者療養給付費6億9,517万3,000円、2 目一般被保険者療養費407万2,000円、3 目審査支払手数料204万5,000円は、レセプト審査支払手数料などの説明欄に記載のとおりでございます。

14 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費1億1,238万5,000円、2 目一般被保険者高額介護合算療養費20万円、3 項 1 目一般被保険者移送費については5万円です。4 項 1 目出産育児一時金は、支払い業務手数料2,000円と出産育児一時金50万円掛ける6名分で300万円を計上しております。5 項 1 目葬祭給付費については120万円で、5万円掛ける24件分となります。6 項 1 目精神結核医療付加金については、自立支援医療制度に係る外来医療の個人負担10%分と結核医療公費負担制度に係る個人負担5%分を国民健康保険から助成するもので、過去4年間の精神結核医療付加金の実績に応じた額102万8,000円を計上しております。

15 ページをお願いします。2 款 7 項 1 目傷病手当は科目設定となります。

続いて、3 款国民健康保険事業費納付金は、県において算出されておりますが、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分と令和8年度から導入される子ども・子育て支援納付金分に分けられております。1 項医療費給付分は2億1,105万1,000円、2 項後期高齢者支援金等分は7,068万4,000円、3 項介護納付金分は2,28

6万4,000円、4項子ども・子育て支援納付金分は669万5,000円。

続いて、4款1項1目特定健康診査等事業費は531万4,000円で、40歳以上75歳未満の被保険者を対象に、メタボリックシンドロームの予防、改善を主眼とした特定健診・特定保健指導に要する費用となります。

16ページをお願いします。4款2項1目保健事業趣旨普及費760万1,000円は、人間ドックや脳検査費用などの経費並びに特定健診未受診者対策事業の経費となります。

5款1項1目財政調整基金積立金は53万3,000円。

17ページをお願いします。6款1項1目国民健康保険税還付金は200万円。2目県支出金返納金は550万1,000円で、特定健康診査等負担金返還金は科目設定、保険給付費等交付金償還金は不当利得、第三者求償などを含んで550万円となります。3目国庫支出金返納金は科目設定です。

6款2項1目一般会計繰出金55万円は、特定健診・特定保健指導の実施に係る経費に充てるための繰出金で、健康福祉課で実施する健康相談事業、健康づくりポイント事業などが県特別調整交付金の交付対象として交付金措置がされます。

7款予備費につきましては、500万円を計上しております。

以上、歳出合計は11億8,616万6,000円でございます。

18ページ以降には給与明細書を添付しております。

以上、令和8年度神河町国民健康保険事業特別会計の詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 以上で第25号議案の提案説明は終わりました。

ここで昼食のため休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

午前中に説明を受けました第25号議案、令和8年度神河町国民健康保険事業特別会計予算の詳細説明について、訂正の申出がありますので、発言を許可します。

井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。先ほど令和8年度神河町国民健康保険事業特別会計予算の詳細説明を申し上げましたが、10ページの6款1項1目の一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金の内訳の説明欄の記載のところで、保険税軽減分を8,743万3,000円と申し上げましたが、正しくは3,743万3,000円となります。申し訳ございませんでした。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 以上のとおり訂正がございました。

それでは、午前中に続いて、令和8年度各会計予算について、提案説明を受けます。次に、第26号議案、令和8年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算について、

提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第26号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和8年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

予算の内容につきましては、歳入では、後期高齢者医療保険料1億8,179万3,000円、繰入金6,536万円などを計上しております。歳出では、総務費1,100万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金2億3,615万1,000円などを計上しております。これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,731万7,000円とするもので、前年度対比10.5%の増額でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは、第26号議案の詳細説明を申し上げます。

予算事項別明細書7ページをお願いいたします。歳入になります。

1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収分が1億3,621万4,000円、普通徴収分が4,557万9,000円で、保険料の合計は1億8,179万3,000円です。収納率は、特別徴収が100%、普通徴収が令和6年度実績より99%、収納の割合は、特別徴収が74.9%、普通徴収が約25.1%となります。

次に、2款使用料及び手数料は科目設定となります。

3款繰入金は、一般会計からの繰入金で、人件費と事務費で1,100万4,000円、保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金は、広域連合から提示の5,435万6,000円を計上しております。

4款1項1目延滞金及び2項1目雑入は科目設定となります。同じく3項1目保険料還付金は、令和6年度実績から15万円、2目還付加算金は1万円を計上しております。

5款繰越金は、前年度繰越金として科目設定をしております。

以上、歳入合計は2億4,731万7,000円でございます。

続いて、歳出、8ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費では、職員1名の人件費と事務経費で1,100万6,000円です。12節の委託料449万円は、子ども・子育て支援金対応に伴う後期高齢システム改修作業に係る委託料となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合からの提示額となります。内訳は、説明欄の保険料等負担金1億8,179万5,000円と保険基盤安定制度負担金5,435万6,000円で、合計2億3,615万1,000円を計上しております。

3款1項1目保険料還付金は、令和6年度実績から15万円、同じく2目還付加算金は1万円を計上し、以上、歳出合計は2億4,731万7,000円でございます。

9ページ以降には給与明細書を添付しております。

以上、令和8年度神河町後期高齢者医療事業特別会計の詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 以上で第26号議案の提案説明は終わりました。

次に、第27号議案、令和8年度神河町介護保険事業特別会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第27号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和8年度神河町介護保険事業特別会計予算でございます。

予算の内容につきましては、歳入では、介護保険料2億9,621万円、分担金及び負担金2,000万9,000円、国庫支出金3億8,659万6,000円、支払基金交付金3億9,070万3,000円、県支出金2億1,715万円、繰入金2億9,122万6,000円などを計上しております。歳出では、事務費に係る総務費1億1,877万7,000円、介護サービス等に係る保険給付費13億9,888万6,000円、地域支援事業費9,179万6,000円などを計上しております。これらにより、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,117万8,000円とするもので、対前年度比2.5%の増額でございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。第27号議案の詳細について御説明を申し上げます。

介護保険制度は、高齢者が介護を必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを目指すとともに、いつまでも自立した生活が送れるよう社会全体で支え合う制度であります。

神河町の介護保険料につきましては、令和6年度から令和8年度までの3か年の基準保険料は月額6,200円で予算を組んでおります。

それでは、予算事項別明細書で説明させていただきますので、10ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、歳入でございます。1款1項1目第1号被保険者介護保険料2億9,621万円については、65歳以上の被保険者の保険料と滞納繰越分の合計で、前年度当初予算額

に対し275万円の増額であります。

2款分担金及び負担金2,000万9,000円は、神崎郡介護認定審査会負担金で、内訳は、神河町が885万円、福崎町が1,115万9,000円の負担金でございます。

3款使用料及び手数料2万円は督促手数料でございます。

4款1項1目介護給付費負担金2億5,089万6,000円は、居宅サービス費用と審査支払い手数料の合計額に対する20%分と施設サービス費用に対する15%分の合計であります。2項1目調整交付金は、本町は高齢化率が高く、やや所得水準が低いことから、令和8年度はサービス給付費の6.78%で計算し、9,488万5,000円を計上、また、総合事業調整交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業に対する交付金で163万1,000円を計上、合計9,651万6,000円を計上しております。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）については、補助基準額の20%、963万2,000円を計上しております。3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）については、補助基準額の38.5%、1,475万3,000円を計上しています。

次のページをお願いいたします。4目保険者機能強化推進交付金については、自立支援、重度化防止に向けた取組に対し交付されるもので、それぞれの評価指標の達成状況に応じて交付されるもので、112万5,000円を計上しています。5目保険者努力支援交付金については、介護予防、健康づくり等に対する取組を重点的に評価することにより交付されるもので、249万1,000円を計上しています。6目介護保険災害等臨時特例補助金は、災害等により保険料減免を行ったときの保険料補填で、科目設定として1,000円を計上しております。7目事業費補助金は、法改正に対応するためシステム改修費補助金160万円と、介護DX対応事業補助金は、介護情報基盤の整備を目的とするシステム改修補助金で、958万2,000円を計上しています。

5款1項1目介護給付費交付金3億7,770万円は、介護給付費と審査支払い手数料の合計の27%を計上しています。2目地域支援事業交付金1,300万3,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業の補助基準額の27%を計上しています。

6款1項県負担金2億374万3,000円は、介護サービス給付費のうち居宅サービス費用と審査支払い手数料の合計額の12.5%と施設サービス費用額の17.5%分を計上しています。2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）については、補助基準額に対する補助率12.5%、602万円を計上しています。

次のページ、12ページをお願いいたします。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）については、補助基準額に対する補助率19.25%、737万7,000円を計上しています。3目訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業補助金1万円は、暴力行為等の安全確保のため2人での訪問が認められた場合の2人訪問加算の補助金でございます。

7款財産収入78万4,000円は、介護給付費準備基金の預金利子でございます。

8款1項1目介護給付費繰入金1億7,486万円は、介護給付費と審査支払い手数料を合わせた13億9,888万6,000円の保険者負担率12.5%を計上しています。2目一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金については、資格管理等に係る職員の給与費等の繰入金4,463万3,000円を計上、2節事務費繰入金については、神崎郡介護認定審査会に係る神河町負担分830万円とその他事務費に係る繰入金3,209万6,000円を合わせた4,039万6,000円を計上、3節地域支援事業補助金（介護予防・日常生活支援総合事業）については、補助基準額に対する負担率12.5%、602万円を計上しております。4節地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）については、補助基準額に対する負担率19.25%、737万7,000円を計上、5節現年度介護保険料軽減負担金繰入金として、国庫負担分568万4,000円、県負担分284万2,000円、町負担分284万2,000円を合わせた1,136万8,000円を計上しています。対象者の人数は1,178人を想定しております。

次のページをお願いいたします。8款2項1目介護基金繰入金657万2,000円については、介護保険料の上昇を抑えるため、準備基金を取り崩すものでございます。

9款繰越金315万4,000円は、介護認定審査会に係るもので、令和7年度決算による繰越見込額を計上しております。

10款1項1目第1節第1号被保険者延滞金及び2目過料については、1,000円ずつ科目設定しています。

10款2項1目第1節返納金1,000円を科目設定しております。2節雑入としましては、介護予防ケアプラン作成料500万円は、地域包括支援センターが要支援1、2の認定者に対し、介護予防支援または第1号介護予防支援を行った場合、介護報酬として町が受領するものでございます。次に、訪問調査受託事業収入は、遠隔地の市町からの当町の特別養護老人ホーム入所者等への訪問調査費として4,000円を計上しています。また、成年後見人制度申立て費用負担金として1,000円を科目設定しております。一般介護予防教室参加負担金は、1人当たり500円の参加費で、250人分12万5,000円、生活支援訪問サービス事業利用者負担金19万2,000円、合計532万3,000円を計上しております。2項第三者納付金として1,000円を科目設定しております。

次のページ、14ページをお願いいたします。続きまして、歳出でございます。

1款1項1目資格業務管理費4,713万8,000円は、資格業務等に携わる職員2名分の人件費とシステム改修費等事務費を計上しております。2目サービス業務管理費3,039万2,000円は、介護保険サービス業務に関わる職員2名分の人件費、認定調査を行う会計年度任用職員の2名の人件費及び事務費を計上しております。

15ページをお願いいたします。3目連合会負担金10万8,000円は、国保連合会会員負担金等を計上しております。2項1目賦課徴収費68万1,000円は、介護保険料の賦課徴収に係る経費で、郵便料等事務費を計上しております。

16ページをお願いいたします。3項1目介護認定審査会費3,133万2,000円は、神崎郡3町が共同で行っております介護認定審査会に係る経費で、審査会委員15名の報酬、費用弁償、保険料と審査会業務に携わる会計年度任用職員2名の人件費及びコンピューターリース料等保守費用等を計上、郡認定審査会職員給与費繰出金については、認定審査会に関わる一般事務職員の人件費と光熱費を合わせた487万3,000円を一般会計に繰り出ししております。

17ページをお願いします。4項1目認定調査等費428万6,000円は、被保険者の認定調査に係る経費で、主治医の意見書料が主なものでございます。5項1目運営協議会費484万円は、介護保険事業運営協議会費と介護保険事業計画策定支援委託料でございます。

2款1項1目介護サービス給付費等諸費について説明をいたします。当初予算額については、令和7年度決算見込みを基本に計上しております。予算総額13億9,778万6,000円、前年度当初予算比で0.06%の増で、居宅介護サービス給付費等で8億2,025万6,000円、施設介護サービス給付費で5億7,753万円を計上しています。

18ページをお願いします。2項1目審査支払手数料110万円は、介護給付費支払いに係る国保連合会への審査支払い手数料であります。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費3,094万7,000円のうち、12節委託料302万円については、短期集中通所型サービスC及び訪問型サービスAの委託料でございます。18節負担金、補助及び交付金の2,792万7,000円は、要支援1、2及びチェックリストによる事業対象者の方が利用される訪問介護相当サービス費450万円、通所介護相当サービス費2,336万6,000円などを計上しています。2目介護予防ケアマネジメント事業費180万円については、要支援1、2の方が利用される訪問介護相当サービスまたは通所介護相当サービス利用に係るケアプラン作成料で、地域包括支援センター及び委託した居宅介護支援事業所に支払うものであります。

19ページをお願いいたします。2項1目一般介護予防事業費1,565万6,000円については、介護予防事業で要介護状態等になるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の方を対象に、要介護になることを防ぐことを目的として実施する事業でございます。3項1目包括的・継続的ケアマネジメント事業費1,568万3,000円については、地域包括支援センターの運営、福祉相談などや介護予防計画の作成、また介護予防ケアマネジメント作成に係る事業でございます。社会福祉士1名、ケアマネジャー1名の人件費を計上しています。

20ページをお願いします。2目認知症高齢者見守り事業費247万2,000円については、タッチパネル健診を継続して行い、軽度認知障害の疑いのある方に対し、ナースボランティアや音楽療法士により週1回、2会場で予防教室「ほがらか教室」を開催します。また、いきいき倶楽部を月2回、2会場と月1回の認知症カフェを開催する経費として予算計上しております。

21ページをお願いします。3目権利擁護事業費169万5,000円は、認知症など判断能力が不十分な方の財産や権利を保護し、支援する制度で、成年後見の申立てを行える親族がおられない場合、市町が行うこととなります。その経費と地域見守り支え合いネットワーク会議開催に係る経費等を計上しています。4目住宅改修支援事業費2万円については、居宅介護支援の作成を依頼していない被保険者が住宅改修のみを行う場合、理由書作成1件につき2,000円を支払うものでございます。5目在宅医療・介護連携推進事業費416万6,000円については、神崎郡在宅医療・介護連携支援センター委託料350万円などを計上しております。6目生活支援体制整備事業費800万円については、生活支援コーディネーターや協議体を通じて、多様なサービス提供主体を構成員とした生活支援協議体において必要な生活支援、介護予防の創出や地域における支え合いの体制づくりを推進するため、従来から地域福祉に取り組んでいる町社会福祉協議会に委託をしております。7目認知症初期集中支援推進事業費1,070万8,000円については、認知症になっても本人の意思が尊厳され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することを目的に実施し、保健師1名の人件費などを計上しております。

22ページをお願いします。8目地域ケア会議推進事業費57万6,000円については、在宅生活における様々な困り事等を拾い上げることが重要となります。その困り事を地域ケア会議で医療・保健・福祉関係者が協議することにより解決に導くために、委員謝金と公立神崎総合病院理学療法士、作業療法士の会議への出役に係る費用を計上しております。

3款4項1目審査支払手数料7万3,000円については、介護予防・日常生活支援事業に係る国民健康保険団体連合会への審査支払い手数料でございます。

4款財政安定化基金拠出金は、県下の自治体の介護保険会計が赤字になったときに県に拠出した基金を基に貸付けを行うためのもので、現在は介護保険準備基金が一定額積み立ててあるため、科目設定としております。

5款1項介護給付費準備基金積立金78万4,000円については、令和7年度において保有している準備基金に係る利息を基金に積み立てるものでございます。

6款1項諸支出金は、介護保険料の還付金と還付加算金で30万円と国県負担金等の償還金1,000円を計上しております。

23ページをお願いします。2項繰出金は、払戻金等3,000円を計上しています。

7款1項1目予備費63万円については、内訳としまして、郡介護認定審査会分13万円と介護保険特別会計分50万円を計上しております。

次のページ以降に給与費明細書を添付しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 以上で第27号議案の提案説明は終わりました。

次に、第28号議案、令和8年度神河町土地開発事業特別会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第28号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和8年度神河町土地開発事業特別会計予算でございます。

予算の内容につきましては、歳入では、土地売払収入2,577万円、雑入450万円、繰越金5,760万5,000円、歳出では、土地開発会計に係る事務経費26万9,000円、秋桜たうん分譲地管理経費50万1,000円、カクレ畑多自然居住推進事業費2,793万2,000円、予備費5,917万3,000円などを計上しております。これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,787万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 以上で第28号議案の提案説明は終わりました。

次に、第29号議案、令和8年度神河町訪問看護事業特別会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第29号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和8年度神河町訪問看護事業特別会計予算でございます。

本会計は、かんざき訪問看護ステーションを運営する特別会計でございまして、神崎郡、姫路市香寺町及び朝来市生野町を事業対象区域として、病気や障害のある人の自宅を訪問して看護や医療ケアを行い、安心して家庭療養が維持できるようサービス提供をすることを目的とした会計でございます。

歳入では、事業収入1億2,265万円、一般会計繰入金1,500万円、前年度繰越金2,950万円を見込み、歳出では、人件費18名分と訪問看護委託料、業務管理費用等で1億4,366万6,000円を計上いたしております。これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,856万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。事項別明細書で説明させていただきますので、7ページをお願いいたします。

まず、歳入です。

第1款事業収入の1節医療保険収入で、年間延べ約2,700回を見込み2,889万9,000円、2節介護保険収入では、訪問看護のサービス事業収入で年間延べ約1万200回を見込み8,702万7,000円と、ケアプランを作成する居宅介護支援事業収入として672万4,000円を見込んでいます。

第2款1項1目民生費国庫補助金は科目設定の1,000円。

第3款1項1目民生費県補助金も科目設定の1,000円。

第4款1項1目一般会計繰入金は1,500万円でございます。訪問看護事業は、設立当時の平成6年度には町及び病院会計から1,149万3,000円、平成7年度には病院会計から829万5,000円を繰り入れ運営したものの、以降は他会計繰入金は全くなく、今日まで単独での収支均衡による事業運営をしてまいりましたが、令和6年度、7年度の人事院勧告に伴う職員給与費の増などにより財務状況は激変し、継続運営は大変困難な状況に陥っており、令和8年度から町一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。基金繰入金は、財政調整基金の利子を毎年度計上してございましたけれども、令和7年12月に全額取り崩しましたので、廃項としております。

第5款繰越金は、前年度繰越金として2,950万円を見込んでいます。

第6款1項1目受託事業収入は、介護予防受託収入として介護予防のケアプラン作成受託などで79万9,000円でございます。

第6款2項1目雑入は、町有自動車損害保険受入金など61万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。財産収入として利子及び配当金を毎年度計上してございましたが、令和7年12月に基金を全額取り崩しましたので、廃款としています。

次に、歳出です。

10ページを御覧ください。第1款業務費で、正規職員9名、会計年度任用職員9名の人件費として、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費の会計年度任用職員費用弁償、いわゆる通勤手当等で合計1億1,796万6,000円。

11ページをお願いします。第10節需用費で、消耗品費70万円、燃料費180万円、修繕費91万円など、合わせて385万5,000円の計上でございます。11節役務費、通話料160万8,000円などで239万6,000円、第12節委託料、訪問看護委託料276万円などで401万8,000円の計上としております。

12ページをお願いします。13節使用料及び賃借料では、ユニホームリース料115万2,000円などで232万1,000円、17節備品購入費、パソコンなどの一般備品購入費35万円、訪問看護システム更新費1,000万円、公用車購入費、軽自動車1台分として160万円で、合計1,195万円としています。この訪問看護管理システムは、訪問看護の利用者の情報を一元管理し、月1回ケアマネや医師に行う訪問看護計画、報告書等を作成するシステムで、訪問看護事業を運営する上での基幹システムでございます。

ます。当初、平成27年度に導入し、その5年後の令和2年度に更新し、今日まで運用してまいりましたが、更新年度を迎えましたので、更新費用として1,000万円を計上させていただきます。18節負担金、補助及び交付金では、訪問看護研修会負担金等で36万1,000円、21節補償、補填及び賠償金、町の賠償責任において支払う治療費や補償費等示談金で50万円、その他、合わせまして、業務費合計で1億4,366万6,000円の計上でございます。

第2款1項1目利子3万円は、一時借入れの利子でございます。

13ページをお願いします。第3款1項1目病院事業会計繰出金は、病院事業会計への建物の使用料として繰り出すもので、250万円でございます。

第4款予備費で2,237万2,000円でございます。財政調整基金積立金は、令和7年12月に全額取り崩しさせていただき、令和8年度の積立ても計画できないことから、廃款といたします。

14ページ以降は給与費明細書を添付させていただいております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 以上で第29号議案の提案説明は終わりました。

次に、第30号議案、令和8年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第30号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和8年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算でございます。

予算の主な内容は、歳入では、使用料及び手数料6万6,000円、繰入金210万円などを計上しています。歳出では、施設管理業務等の委託料137万円などを計上しております。これらによりまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ224万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 以上で第30号議案の提案説明は終わりました。

次に、第31号議案、令和8年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第31号議案の提案の理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和8年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算でございます。

予算の内容につきましては、歳入では、振興基金繰入金247万5,000円、利子及び配当金227万4,000円、歳出では、事務費に係る一般管理費を31万4,000円、基金積立金を227万4,000円、地域振興費で集落への運営諸経費助成金を216万

1,000円を計上しております。これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ474万9,000円とするものでございます。

なお、これらの内容につきましては、令和8年2月20日開催の寺前地区振興基金審議会において審議いただき、御承認いただいたものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 以上で第31号議案の提案説明は終わりました。

次に、第32号議案、令和8年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第32号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和8年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算でございます。

予算の内容につきましては、歳入では、振興基金繰入金1,931万5,000円、利子及び配当金26万1,000円、歳出では、事務費に係る一般管理費を31万4,000円、基金積立金を26万1,000円、地域振興費で長谷漁協への補助に伴う一般会計繰出金1,900万円などを計上しております。これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,957万6,000円とするものでございます。

なお、これらの内容につきましては、令和8年2月27日に長谷地区振興基金審議会の書面決議により御承認いただいたものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 以上で第32号議案の提案説明は終わりました。

次に、第33号議案、令和8年度神河町水道事業会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第33号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和8年度神河町水道事業会計予算でございます。

水道事業におきましては、生活に欠かすことのできない安全でおいしい水を安定してお届けすることが水道事業の最大の使命と考え、浄水場等設備の日常運転管理や水質検査等の委託点検を行い、適正な維持管理に努めております。また、老朽化が進む管路及び水道施設の更新工事をはじめ、耐震化に積極的に取り組んでいるところでございます。

財務状況につきましては、令和7年度末の累積利益剰余金を3億3,963万4,000円と見込んでおります。また、令和8年度の純利益は99万3,000円となる見込みでございます。

令和8年度事業につきましては、給水戸数4,503戸、年間総給水量189万2,853立方メートルを予定しております。

第3条予算の収益的収入・支出はともに4億2,976万6,000円を計上しております。

第4条予算の資本的収入では、重要施設配水管耐震化事業に伴う国庫補助金等で4,211万5,000円、企業債1億3,750万円等で、合計2億2,251万5,000円を計上し、支出では3億8,181万6,000円を予定しております。

工事内容は、重要施設配水管耐震化事業で、下田配水池から寺前小学校までの管路耐震更新工事のほか、その他建設改良事業で新田浄水場の前処理装置の本設置を予定しております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,930万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

企業債の限度額は、重要施設配水管耐震化事業で6,450万円、その他建設改良事業で7,300万円としております。

一時借入金の限度額は1億円、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を4,722万7,000円、一般会計からの補助金は1億777万2,000円を予定しております。また、棚卸資産購入限度額は500万円と定めております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。第33号議案、令和8年度水道事業会計予算の主なものについて、詳細説明をさせていただきます。

まず初めに、水道行政は、令和6年度より厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管され、新たな体制の下で進められております。加えて、管路耐震化に係る国庫補助制度の見直しも予定されており、水道事業は大きな転換期を迎えております。

神河町におきましては、人口減少に伴う料金収入の減少が続く一方、老朽化した施設や管路の更新、耐震化を着実に進めていく必要があります。また、物価高騰の影響もあり、経営環境は厳しい状況にあります。

令和8年度は、老朽施設及び管路の更新、耐震化を確実に推進するとともに、アセットマネジメントの考え方にに基づき、AI診断や衛星漏水調査の結果を活用しながら、効率的な維持管理の強化を図ります。あわせて、経営戦略の見直しを行い、人材の確保、育成、DXの推進、業務改善に取り組み、将来にわたり安全で良質な水を安定して供給できる体制の構築を進めてまいります。

それでは、予算について説明をさせていただきます。予算実施計画説明書で説明いたしますので、予算書の22ページをお願いいたします。

まず、3条予算の収益的収入でございます。1款1項1目給水収益は、給水戸数4,5

03件で、水道使用料は2億3,758万円を見込んでおります。昨年は4,514件で使用料2億4,209万9,000円でしたので、昨年と比べ件数も減っていますし、今年度の実績見込みで使用量も減少をしております。節水機器の普及も大きな要因であるというふうに考えております。3目1節他会計負担金は、消火栓に係る使用料でございます。1,333基分の使用料と新設、移設に係る費用として266万2,000円を予定をしております。

次に、2項2目1節一般会計補助金は1億777万2,000円としております。内訳は、神河町水道事業会計予算説明資料6ページの令和8年度神河町水道事業繰入金の状況で御確認をいただきたいと思いますが、交付税に係る繰出金の算定基準による基準内繰入れ分で、高料金対策に係るもので3,430万6,000円、企業債元利償還補填としまして5,846万6,000円を繰入れをします。また、今年度は通常に基準内繰入れだけでは赤字の予算となってしまうため、基準外で1,500万円を繰入れをしていただくこととしております。4目長期前受金戻入は、減価償却に伴う補助金、負担金、受贈財産の長期前受金を収益化し、7,400万2,000円を計上をしております。なお、この金額については、現金収入を伴わない収入ということになります。

次に、23ページをお願いいたします。3条予算の収益的支出でございます。営業費用の原水及び浄水費は4,313万9,000円で計上をしております。電気料金の高騰、修繕費の実績見込みによりまして増額をしております。次に、配水及び給水費は3,704万9,000円で計上をしております。これは水道管路に係る維持修繕費等でございます。令和7年度の実績により漏水の修繕費等を増額計上をしております。

23ページ、一番下の行から25ページにかけては総係費となっております。職員4名、会計年度任用職員1名の人件費を計上をしております。予算額は6,187万1,000円でございます。7年度と比べ減額していますのは、料金システムの更新費用が約1,500万円、7年度には計上があったもので、それがなくなった分の減額でございます。8ページから12ページにかけ人件費に係る内訳資料をつけておりますので、御確認をいただけたらと思います。

25ページをお願いいたします。中段ほどに5目減価償却費を記載をしております。今年度の償却費合計は2億3,297万5,000円でございます。詳細につきましては、予算説明資料7ページを御確認ください。有形固定資産分で2億3,234万8,000円、無形固定資産分で62万7,000円でございます。

26ページをお願いいたします。4条予算の資本的収入でございます。資本的収入は2億2,251万5,000円で、前年度より1億2,983万5,000円減額となっております。8年度は7年度からの繰越事業が多うございます。8年度当初分は昨年度に比べ減としております。重要施設配水管耐震化事業として高朝田から寺前小学校までの管路更新が1本でございます。

27ページをお願いいたします。4条予算の資本的支出でございます。資本的支出は

3億8,181万6,000円。

1款1項1目事務費は、重要施設配水管耐震化事業等に伴う人件費として職員1名分の費用を計上をしております。2目1節の委託料は2,552万円の計上で、重要施設配水管耐震化事業等に係る設計及び施工監理委託料でございます。2節工事請負費は、配水管布設替え工事ほか新田浄水場の前処理ろ過装置の設置工事で1億9,245万3,000円を計上をしております。3目1節の固定資産購入費は、料金システム用のパソコンで93万5,000円を下水道事業と折半で計上をしております。

そのほか、7ページには予定キャッシュフロー計算書、13ページには令和7年度の予定損益計算書、14ページ、15ページには7年度の予定貸借対照表、18ページ、19ページには令和8年度の予定貸借対照表を記載をしております。また、別ファイルの神河町事業会計予算説明資料の3ページから水道事業予算説明資料としまして予算概要、繰入金の状況、固定資産の明細書、業務の予定量、企業債の明細表をおつけいたしますので、御確認をお願いいたします。

以上で令和8年度水道事業会計予算の詳細説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 以上で第33号議案の提案説明は終わりました。

次に、第34号議案、令和8年度神河町下水道事業会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第34号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和8年度神河町下水道事業会計予算でございます。

町内の水洗化率は99.05%と高い数字となっており、住民の皆様に快適な生活環境を提供するとともに、公共用水域の水質保全を図っております。

財政状況につきましては、令和7年度末の累積欠損金は6億6,687万8,000円を見込んでおり、順調に欠損金を減らしていける見込みでございます。令和8年度の純利益は2,630万4,000円を予定しており、来年度も計画どおり累積欠損金を減らす見込みでございます。

減価償却費を原資とした内部留保資金を運用し、資金不足に陥らないよう心がけて事業運営を行ってまいります。

令和8年度事業につきましては、水洗便所設置戸数4,832戸、年間処理水量111万8,000立方メートルを見込んでおります。

第3条予算の収益的収入・支出はともに6億5,062万7,000円を予定しております。

第4条予算の資本的収入は5億5,579万1,000円、支出は6億6,673万9,000円を予定しております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,09

4万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

下水道事業債の限度額は1億2,160万円、資本費平準化債の限度額を2億4,410万円としております。

一時借入金の限度額は1億円、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を3,531万3,000円、一般会計からの補助金は2億9,908万5,000円を予定しております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。第34号議案、令和8年度下水道事業会計予算の主なものについて、詳細説明をさせていただきます。

予算実施計画説明書で説明をいたしますので、22ページをお願いいたします。まず、収益的収入でございます。1款1項営業収益、1目下水道使用料は、総件数で4,267件で、2億1,952万8,000円を計上をしております。令和7年度と比べますと約24万円の減であり、7年度実績見込みにより減額としております。

次に、2目他会計負担金はゼロ円としておりますが、これは、今まで人件費及び減価償却費に充当しているということで営業収益として扱ってございましたが、会計事務所の指導もあり、近年では営業収益ではなく営業外収益として扱うことが正しいとされていきますので、令和8年度から修正をさせていただき、一般会計からの繰入れは営業外収益の一般会計補助金で繰入れをすることとしております。

2項営業外収益、2目他会計補助金は、一般会計補助金として2億9,908万5,000円を繰入れを行います。これは、これまで同様、企業債利息償還補填及び浄化槽管理事業に充当するほかに、人件費、減価償却費にも充当をいたします。3目補助金は、個人設置型の浄化槽の設置に係る国庫補助でございます。4件で54万8,000円を予定をしております。4目長期前受金戻入は、減価償却に係る分で、国庫補助金、県補助金、受益者負担金、受贈財産評価額を合わせまして1億2,259万8,000円の予定でございます。この金額は現金を伴わない収入となります。6目消費税及び地方消費税還付金は、下水道使用料で預かっている消費税と事業執行で払っている消費税の差を還付金として405万1,000円を見込み、計上をしております。

続きまして、23ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款1項1目管渠費は1,645万7,000円で、下水道管及び71か所のマンホールポンプの維持管理費用となっております。7年度実績見込みによりまして、ほぼ同額としております。2目処理場費は1億6,129万3,000円で、8か所の処理場の維持管理に係る費用でございます。令和7年度と比べ4,240万円の増としておりますが、7年度実績見

込みによりまして、電気料金の増、それから最終汚泥処分料の単価が上がったことによりまして増額となったものと、粟賀南部処理場の汚泥かき寄せ機の修繕で大きな増額となっております。3目浄化槽費は4,089万6,000円で、合併浄化槽の管理等に関する費用で、全体で515基に係る費用でございます。

24ページをお願いいたします。上段の5節の補助金につきましては、個人設置の浄化槽に係る補助金でございます。4基を予定をしております。

次に、4目総係費は3,630万2,000円で、職員3名分と会計年度任用職員2名分の人件費と事務管理費等を計上をしております。詳細につきましては、8ページから12ページにかけて、給与費明細書で御確認をいただけたらと思います。

25ページをお願いいたします。行中段の5目減価償却費は3億1,671万9,000円で、詳細は予算説明資料の17ページに記載をしておりますが、有形固定資産分で3億1,609万2,000円、無形固定資産分で62万7,000円となっております。

26ページをお願いいたします。資本的収入でございます。資本的収入は5億5,579万1,000円で、対前年度比1億1,282万1,000円の増で、要因は、統廃合事業に係る建設改良事業債、それと国庫補助金、県補助金の増額によるものでございます。

2項1目の国庫補助金は、2つの補助事業を予定しております。まず、下水道の統廃合事業に伴う管路接続工事を社会資本整備総合交付金事業で行います。補助金額は事業費の2分の1でございます。2つ目の循環型社会形成推進交付金は市町設置型の浄化槽の更新工事に係る分で、補助金額は交付対象事業費の3分の1となっております。3項1目の県補助金は、自治振興事業として、統合事業の随伴補助で事業費の5%が補助をされます。また、市町設置型の浄化槽更新工事に係る分で、新・生活排水フォローアップ事業として、対象事業から国庫補助分を引いた額に1.5%を掛けた額が随伴補助となっております。6項1目のその他資本的収入は、満期を迎えます有価証券の収入8,000万円でございます。

次に、27ページをお願いいたします。資本的支出でございます。1款資本的支出は6億6,673万9,000円で、対前年度比3,424万2,000円の減となっております。8年度は処理区統合管路接続工事として1億6,286万3,000円を計上、また、浄化槽の更新工事を20基、3,597万6,000円を計上、委託料で工事に係る設計、施工監理を2,996万2,000円を計上をしております。3目の固定資産購入費は、料金システム用のパソコン購入費でございます。水道事業と折半でございます。2項1目の企業債償還金は4億2,365万8,000円を計上、3項1目の投資は、現在、定期預金の金利が上がっておりますので、令和8年度は予定をございません。

そのほか、7ページにはキャッシュフロー計算書、13ページには令和7年度の予定損益計算書、14ページ、15ページには7年度の予定貸借対照表、18ページ、19ページには令和8年度の貸借対照表を掲載をしております。御確認をお願いいたします。また、別ファイルの予算説明資料12ページから下水道の予算概要、水洗化率の集

計表、固定資産明細書、企業債の明細表、一般会計からの繰入金の内訳表を添付をしておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で令和8年度下水道事業会計予算の詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 以上で第34号議案の提案説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開を14時30分とします。

午後2時10分休憩

午後2時30分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

次に、第35号議案、令和8年度公立神崎総合病院事業会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第35号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和8年度公立神崎総合病院事業会計予算でございます。

令和8年度当初予算の説明に当たり、当院の置かれている状況や令和8年度の重点施策等について、まず御説明申し上げます。

予算説明資料の2ページを御覧ください。当院は、昭和21年に県立の診療所として開設されて以来、幾多の変遷を経ながら80年間にわたり地域医療の確保と特定中核病院として地域医療の推進に努めてきました。令和2年以降では、猛威を振るった新型コロナウイルス感染症において、県中播磨健康福祉事務所管内における感染症対策の牽引役を担ってきており、今後も平時から次なる新興感染症に対する取組を継続してまいります。

病院には、各関係機関と連携し、地域に必要な医療を公平・公正、継続的に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献するという使命があります。特に公立病院は、不採算医療の提供等、地域医療の確保のために重要な役割を果たすことが求められています。

しかしながら、急速な少子高齢化に伴う人口減少、医師をはじめとする医療人材の不足や偏在など、医療を取り巻く環境は目まぐるしく変化してきており、経営状況の悪化による医療提供体制の維持が極めて厳しい状況となっています。近年では、物価、人件費の急激な上昇により医業費用が増大する一方で、診療報酬は公定価格であることから、病院自らが費用増加分を診療単価に転嫁することができないため、赤字額が増大し、病院経営を圧迫しています。令和8年度には診療報酬改定が実施されますが、実質改定率が2.22%、本体ではプラス3.09%の改善ですが、薬価でいいますとマイナスの0.87%という内容です。そういうことにとどまり、十分な改定には程遠く、とりわけ中山

間地域の中小病院は大変厳しい状況に置かれていることは必至の状況でございます。

令和8年度においても、人件費や近年の社会情勢不安等に起因する物価高騰の影響による経費増が経営を大きく圧迫し続ける見込みですが、正念場の年と位置づけ、住民の安全・安心への寄与と安定した経営の両立を目指して、持続可能な地域医療体制を確保するため、次の重点施策を進めてまいります。

重点施策の1点目、経営改善の推進であります。

患者数は減少傾向が顕著になってきており、経営上、非常に厳しい状況にあります。病院を維持運営していくために必要な患者数は、令和8年度当初予算の根拠として、医師の増員に伴い、入院は1日当たり119人、病床利用率85%、外来は385.6人と設定し、さらに、診療科別に目標設定を行う中で、その達成のため一人一人が達成に向け全力で取り組みます。ただ、この目標を達成できたとしても、なお赤字が見込まれる状況であるため、特に次の施策を念頭に医療提供を行うことで、患者数の確保と経営強化を図ってまいります。

具体的な取組として、1点目、住民（患者）ファーストの取組です。

院内の意識改革、組織改革において重要となるのが、住民が求めることにどのように応えていくかという姿勢と考えています。そのためには、様々な形で寄せられる地域住民の声に真摯に耳を傾けるとともに、院外報の発行やSNSを活用して病院の情報を広く発信していきます。

また、医療分野におけるデジタル化の促進は、医療の質の向上と効率化のために極めて重要であるため、国や県の補助金を活用して患者さんや付添家族にとって利便性の高いシステム導入なども進めてまいります。

これらの取組が患者サービスの向上につながり、さらには経営改善にも反映していくものと確信しています。

2点目として、地域に根差した病院の役割発揮であります。

地域における公立病院の入り口の医療として何より重要なのは救急受入れと紹介受入れです。この入り口を拡充させることが経営改善の第一歩と位置づけ、救急搬送依頼も含めた緊急受診、地域の診療所からの紹介、高度急性期病院からの紹介を確実に受けていきます。さらには、診療科別の専門領域に固執することなく、専門領域を超えた受入れ体制の強化を図り、取りあえずは診る、地域住民を全力で支える医療の提供が重要と考えます。そのため、当直時における医師間の相談業務（IT活用による画像診断等）の円滑化とともに、医師のオンコール（待機）体制整備を行い、効率的な診療業務を推進するとともに、日中の時間帯における専門科を超えた横断的な受入れの拡充や紹介患者等を即断で受け入れる体制を再構築します。

3点目に、経営強化プラン及び経営改善計画の実行です。

令和5年度に策定した経営強化プラン及び経営改善計画は、その計画年度を令和6年度から令和9年度までとしており、令和8年度は折り返し年度に入ります。経営改善計

画の実行計画であるアクションプランの継続的な取組にもかかわらず、いまだ十分な経営改善には至っていませんが、計画策定以降、社会情勢も大きく変化していることから、計画修正も加えながら一つ一つ課題解決に取り組めます。

重点施策の2点目、診療体制の維持（医療従事者の確保）です。

現在、当院の常勤医師の平均年齢は、県養成医と神戸大学及び大阪医科薬科大学から派遣いただいている計4名の医師を除くと60.0歳であります。看護師も45.5歳であり、確実に高齢化が進んでいます。中・長期的に安定した医療の供給のためには、医師や看護師等の医療従事者の確保は必須です。特に中堅、若手の採用による組織の活性化も意識しながら、神戸大学など関係医療連携による医師派遣についても念頭に置きつつ、医療の提供に支障を来すことのないよう医療従事者の確保に努めます。

令和2年度から毎年1名派遣いただいている県養成医については、長年の県への要望が功を奏し、令和8年度は2名の内科（総合診療）医の派遣を受けることになり、また、町独自施策である医師修学資金貸与者1名（消化器内科医師）もこのたび着任することになりました。その結果、内科系（総合診療）医師が8名体制となり、従来にも増して慢性疾患を中心に入院、外来ともに広範的、専門的な診療に努めてまいります。県養成医の増員や病院の独自採用により、令和8年度当初には多少医師の若返りが図られることとなりますが、ここ数年で多くの常勤医師が定年を迎えることから、新たに制定した公立神崎総合病院医師Uターン促進事業支援金も活用しながら、引き続き医師確保に努めます。

重点施策の3点目、医療接遇の向上であります。

患者さんが病院を選ぶ際に重視される点は、病院や医師の評判、通いやすさに加え、病院スタッフの丁寧な対応や相談のしやすさがポイントとされています。患者さんに当院を選んでいただくためには、患者さんに寄り添い、信頼関係を築き、患者さんが安心して医療を受けられるよう、適切な態度や言葉遣いをする医療接遇の向上が最も大切であることを念頭に置き、引き続き院内の所属長会議や職員研修を通じて、いま一度職員全体で接遇の基本を見詰め直すよう取り組めます。

以上、大変厳しい環境下ではありますが、住民生活に不可欠な医療を適切に提供し、地域住民から信頼される存在となるよう、職員一同、懸命に努力を続けます。

最後に、令和8年度当初予算の状況の概要のみ御説明します。

3条予算の収益的収入は34億2,955万円、収益的支出は39億2,687万9,000円でございます。また、4条予算でも、資本的収入1億8,465万8,000円、資本的支出3億2,027万円でございます。収支差が1億3,561万2,000円でございます。3条、4条予算とも支出が収入を上回る赤字収支であります。令和8年度における損益勘定留保資金はおよそ6億円程度であり、令和8年度末（令和9年3月31日）時点の現預金残高も4億5,000万円程度と見込まれることから、資金繰りや会計処理に問題が生じ

るものではございません。

ただ、給与改定による人件費の大幅な増加や急激な物価高騰の影響により経費が増大する一方で、町からの繰入金の減額もあり、当初から5億円弱の赤字予算となりました。さらに、令和6年度以降は資金の目減りが顕著であるため、大変憂慮すべき状況であると考えています。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。それでは、令和8年度公立神崎総合病院事業特別会計予算に係る詳細説明をさせていただきます。

まず、2ページを御覧ください。第2条、業務の予定量でございますが、入院患者数4万3,435人、1日平均119.0人、外来患者数9万3,736人、1日平均385.6人とし、本予算の積算根拠としております。令和4年度から3か年の決算数値は1日平均入院患者数が105.5人、1日平均外来患者数が388.4人でしたから、入院収益の積算根拠は少し高い数値であります。内科医師の増による患者数増も見込み、厳しいながらも達成可能な数値と考えており、また、業務改善を進めるに当たっての現実的な目標でもございます。

第3条で収益的収入及び支出の予定額を定めています。収入で34億2,955万円、費用で39億2,687万9,000円でございます。収支差が4億9,732万9,000円の赤字予算で、収支不均衡としております。

第4条で資本的収入及び支出の予定額を定めています。収入で1億8,465万8,000円、支出で3億2,027万円でございます。こちらも費用が収入より1億3,561万2,000円多い状況でございます。町長からも申し上げましたとおり、3条予算、4条予算とも支出が収入を上回る赤字収支でありますけれども、資金繰りや会計処理に問題が生じるものではございません。

第5条では企業債の目的と限度額等を、第6条では一時借入金の限度額を、第7条では議会の議決を経なければ流用できない経費額を、第8条では他会計からの補助金額を、第9条では棚卸資産の購入限度額を、第10条では重要な資産の取得をそれぞれ定めています。

それでは、順次項目別に御説明を申し上げます。予算実施計画説明書で説明させていただきますので、27ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入でございます。病院事業収益合計を34億2,955万円としています。1款病院事業収益の1項医業収益で32億2,693万8,000円、内訳は、入院収益で19億2,412万3,000円、外来収益で9億1,519万2,000円、大畑診療所収益で12万円、負担金交付金で1億3,208万3,000円、その他医業収益は

2億5,542万円で、室料差額収益、人間ドック、健診、予防接種等保健事業の公衆衛生活動収益等でございます。

28ページをお願いいたします。第2項医業外収益で2億261万1,000円、内訳は、1目受取利息及び配当金で160万3,000円、2目負担金交付金で6,385万1,000円、3目補助金は、一般会計補助金、国、県補助金等で1億1,438万1,000円でございます。4目患者外給食収益は161万6,000円、5目長期前受金戻入として、国、県補助金などの収益化分288万円でございます。

29ページをお願いします。6目その他医業外収益が不用品販売収益と住宅家賃などで1,828万円でございます。3項の特別利益の固定資産売却益は科目設定でございます。

次に、30ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の支出でございます。病院事業費用合計を39億2,687万9,000円としています。1項医業費用は38億5,626万円で、うち1目の給与費は25億5,543万5,000円で、医業費用の66.3%を占めており、医師給から法定福利費引当金繰入額までを計上しております。正規職員192名、会計年度任用職員108名の計300名分でございます。予算書の9ページから18ページにかけて人件費に係る内訳資料をつけておりますので、後ほど御覧ください。

次に、35ページをお願いいたします。2目材料費3億9,778万4,000円は、薬品費、診療材料費、給食材料費、医療消耗備品費でございます。3目経費は5億6,411万円で、報償費から雑費までの計上でございます。中でも、38ページになりますが、14節委託料が大変大きくて、2億1,059万8,000円で、各種の業務を委託しております。

次に、40ページをお願いいたします。4目交際費100万円、5目減価償却費3億2,092万4,000円で、病院本館等の建物、構築物、医療器械備品等の減価償却費でございます。6目資産減耗費は500万円、7目研究研修費の1,070万円は、講師謝金、図書費、研修旅費、研究雑費でございます。

41ページをお願いします。8目大畑診療所費用は130万7,000円で、看護師給など大畑診療所運営に係る経費の計上でございます。

2項医業外費用は6,061万8,000円、内訳は、1目支払利息及び企業債取扱諸費で2,400万円、2目長期前払金償却1,223万2,000円は、固定資産に係る控除対象外の消費税の償却でございます。3目患者外給食材料費116万5,000円でございます。

42ページをお願いします。4目消費税及び地方消費税1,500万円は、消費税の納付金でございます。5目雑支出は822万1,000円。第3項特別損失1,000円は科目設定。第4項予備費で1,000万円を計上しています。

次に、43ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。

収入計で1億8,465万8,000円としています。1項企業債3,600万円は、医療器械購入に係る起債発行額でございます。2項出資金は1億2,820万円で、一般会計からの出資金でございます。3項補助金は2,045万6,000円、器械備品購入に係る国庫補助金を計上しております。4項の固定資産売却代金、5項の貸付金返還金は、いずれも科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出の支出で3億2,027万円を計上しております。1項建設改良費、1目資産購入費、医療器械購入費で8,468万2,000円を計上いたします。その医療器械等の購入内訳につきましては、予算説明資料の6ページでお示しをしておりますので、御覧いただきたいと思っております。2項企業債償還金2億3,138万8,000円は企業債償還元金分でございます。予算説明資料の5ページにその内容をお示しをしております。3項投資の1目長期貸付金420万円につきましては、医師修学資金貸付金月額20万円の1名分と看護師修学資金貸与金で月額5万円の3名分を予定しております。

以降のページは注記表でございます。

そのほか、8ページにはキャッシュフロー計算書、19ページ、20ページには令和7年度の損益計算書、21ページから23ページには令和7年度の予定貸借対照表、24ページから26ページには令和8年度の予定貸借対照表を掲載しております。また、別ファイルになりますけれども、予算説明資料として予算概要、繰入金の状況、企業債の明細書、建設改良費の器械備品等の購入予定等をお示しをしておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 以上で第35号議案の提案説明は終わりました。

以上で令和8年度各会計予算の提案説明が終わりました。

質疑については、3日目以降に行いますので、御了承願います。

---

## 日程第2 第36号議案から第38号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第2、第36号議案、神河町神崎いこいの村条例を廃止する条例制定の件、第37号議案、神河町グリーンエコ笠形体育施設設置条例の全部を改正する条例制定の件、第38号議案、財産処分の件の3議案を一括議題とします。

上程3議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第36号議案、第37号議案及び第38号議案につきましては、関連がございますので、一括で提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

令和7年10月から休館しております神崎いこいの村グリーンエコ笠形の再生に当たり、民間事業者様からどのように運営できるか提案していただくサウンディング型市場調査を実施し、民間事業者の知見を募りました。その結果、従来の枠組みにとらわれ

ない土地定期貸借、建物使用貸借や業務委託などを組み合わせた新たな官民連携手法で民間事業者の自由な発想と投資により、より適切な運営が見込めるとの結論に至りました。これを受け、新たな管理運営体制を構築するため、本議会に3つの議案を提出するものでございます。

まず、第36号議案は、行政財産を民間事業者に貸し出せるよう、現行の神河町神崎いこいの村条例を廃止するものでございます。

次に、第37号議案は、これまで指定管理者による管理としていた施設を業務委託とするため、体育施設の設置条例を神河町笠形体育施設設置条例へと全部改正いたします。

最後に、第38号議案、財産処分の件につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

施設全体の土地は23万5,119.48平方メートル及び建物4,868.65平方メートルで、期間はいずれも15年間でございます。貸付けの相手はアスコテクニカ株式会社で、新名称を「キャンプリゾート笠形山のひととき」とし、五つ星ホテル並みの高い管理体制による質の高いアウトドア体験の提供を掲げておられます。また、累計2億円規模、年平均1,500万円ペースの継続的な設備投資を計画され、老朽化が進む施設の再生に自らの資本を投じ、顧客満足度とリピート率を高めることで、地域に人を呼び込み、持続可能な施設運営を目標とされています。

本事業を通じて、民間活力を最大限に引き出し、町として必要な公共性、公平性を契約により担保しながら、観光振興と地域経済の活性化を確かなものにしてまいり所存でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。それでは、第36号議案、第37号議案、第38号議案について、詳細説明をさせていただきます。

本事業の最大の転換点は、旧グリーンエコー笠形を将来にわたって持続可能な施設へと再生させることを目的に、従来の指定管理制度から民間による自立型経営へとかじを切ることにあります。これに伴う各議案について御説明をいたします。

関連条例の整備といたしまして、まず、1ページをお願いいたします。第36号議案、神河町神崎いこいの村条例を廃止する条例制定の件については、令和8年4月1日付で同条例を廃止いたします。行政財産を民間事業者に貸し出せるよう、本条例を廃止するものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。第37号議案、神河町グリーンエコー笠形体育

施設設置条例の全部を改正する条例制定の件としまして、これまで指定管理者による管理としていたものを業務委託するため、条例の全部を改正するもので、条例名を「神河町笠形体育施設設置条例」に改め、内容といたしまして、各条文につきましては、基本的な条文は神河町体育施設設置条例に準拠させ、実態に合わない道具貸出料やスイミングスクール料金等を削除し、使用料体系を町内他施設と整合させております。

第1条の設置から、名称及び位置、休館日、使用時間、3ページでございます。管理、使用許可、使用料、使用料減免、使用料不還付、使用目的の変更及び権利譲渡の禁止、使用許可の取消し等、特別の設備、原状回復義務、4ページでございます。第14条では損害賠償、第15条の規則委任、別表とし、別表では、神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例での料金から神河町体育施設設置条例に合わせた施設使用料金への変更及び先ほど申しました実態に合わない体育館の道具の貸出料金、プールのスイミングスクール及び野球道具使用料について削除しております。

参考としまして、5から6ページに神河町笠形体育施設管理規則、新規制定規則でございます、を添付しております。規則の各条文につきましても、基本的な条文は神河町体育施設管理規則に準拠させております。

神河町体育施設管理規則と神河町笠形体育施設管理規則での異なる箇所としましては、6ページでございます。別表中、最下段、学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校であって、町内または町外の別を問わず、教育活動の一環として利用するときは免除するとしています。これにつきましては、B&G体育施設はグリーンエコー笠形の同じ敷地にあり、B&G財団の理念、青少年の健全育成、地域活性化や県下高校の新入生オリエンテーション等での利用を鑑み、教育活動の一環として利用する場合は町内外を問わず使用料を免除する規定を設けております。これにより、将来的なリピーター確保と持続可能な運営体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、7ページをお願いいたします。第38号議案、財産処分の件です。

1、財産の種類。普通財産（土地及び建物）。

2、処分の目的。神崎いこいの村グリーンエコー笠形の建物を普通財産とし、民間事業へ土地を定期貸借、建物を使用貸借するため。

3、処分の方法。土地、15年間の定期貸借。建物、15年間の使用貸借。

4、処分の日。令和8年4月1日。

5、財産所在地等。土地、建物は表のとおりでございます。

6、貸付期間。15年間（令和8年4月1日から令和23年3月31日）。

7、貸付金額、区分。土地、面積23万5,119.48平方メートル、賃料無償。建物、面積4,868.65平方メートル、賃料無償。

8、相手先。住所、大阪府大阪市中央区南船場4丁目4番10号。氏名、アスコテクニカ株式会社代表取締役、文弘宣。

経過としましては、令和8年2月24日、外部招聘した委員中心の神河町観光施設管

理者選定委員会において、実績、財務状況ともに評価を得たアスコテクニカ株式会社を管理者の候補者に選定いたしました。

参考資料としまして、10ページから21ページにアスコテクニカ株式会社からの事業計画等を添付しております。

11ページの事業計画では、施設名称を「キャンプリゾート笠形山のひととき」と刷新し、年1,500万円から2,000万円、累計2億円規模の自己資金を投じた施設再生が計画されています。特にペット同伴の解禁や宿泊棟の洋室化、オウネン平にトレーラーロッジの増設、コテージ横に車の横づけができる整備などを行い、通年営業されますが、年間夏場の120日の営業を中心に、これまでの課題でありました日帰り客中心から宿泊重視型への転換を計画されております。

16ページでございます。収支計画では、3年間は赤字となりますが、高い宿泊稼働を軸とし、4年目には黒字化を予定をされております。

17ページ、18ページは申請者の概要でございます。

19ページは現在のグリーンエコー笠形の今後の計画図を載せさせていただいております。

20ページから21ページにつきましては、現在管理運営されています丹波でのキャンプリゾートとその体育施設の状況を添付させていただいております。

同社は、安定した財務基盤と類似施設の運営実績、さらには地元雇用の優先についても確約されておまして、民間の投資とノウハウによって、本施設を地域活性化の拠点として再生していただけるものでございます。また、同社は丹波市で類似施設を運営されている上で高い評価を得ている実績と安定した財務基盤を有されており、地元住民の優先雇用や地域資源の活用、町内観光施設との連携を含め、民間の活力によって本施設を地域活性化の強力な拠点として再生させるものとしております。

続きまして、参考資料としまして、基本協定案及び各契約書案を添付しております。

22ページから31ページにつきましては、神河町観光施設活用事業基本協定案、次に、32ページから34ページにつきましては、土地定期貸借契約書（案）、そして35ページから38ページには建物使用貸借契約書（案）、体育施設等の維持管理につきましては、39ページから40ページの神河町笠形体育施設管理運営業務委託契約書（案）を、本施設の運営に不可欠な土地として町が地域からお借りしています土地の三者契約書案としまして、42ページから43ページは土地賃貸借契約書（案）としまして根宇野区との分、44ページから45ページにつきましては、土地賃貸借契約書（案）としまして粟賀北部五ヶ村からお借りしているものの三者契約書案を載せさせていただいております。基本協定及びいずれの契約書も、事業（契約）期間、令和8年4月1日から令和23年3月31日までとし、契約日は令和8年4月1日としております。

最後に、新名称「キャンプリゾート笠形山のひととき」及び神河町笠形体育施設の予約開始を令和8年5月1日、オープンにつきましては、令和8年7月1日を予定されて

おります。

以上が詳細説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

---

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日3月5日午前9時再開とします。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後3時10分散会

---